

第 15 回

日 米 知 事 会 議

議 事 録

PROCEEDINGS OF 15TH  
JAPAN - U. S. GOVERNORS' CONFERENCE  
IN TOKYO 1977

(付)

来日アメリカ知事団名簿

アメリカ州知事団滞在日程

昭和52年(1977年)5月

全 国 知 事 会

写真あり

第15回日米知事会議（昭和52年5月18日 都道府県会館別館211号室）

写真あり

第15回日米知事会議（昭和52年5月18日 都道府県会館別館211号室）

## 目 次

1. 第15回日米知事会議次第	1
2. 出席者名簿	3
3. 会議の概要	
(1) 来賓あいさつ	
ア 福田内閣総理大臣あいさつ（塩川官房副官長が代読）	5
イ 小川自治大臣あいさつ	7
ウ 鳩山外務大臣あいさつ（奥田敬和外務政務次官が代読）	9
エ シュースミス・アメリカ臨時代理大使	10
(2) 日本知事代表歓迎あいさつ（奥田良三全国知事会会長）	12
(3) 米国知事団団長あいさつ（ミリケン・ミシガン州知事）	15
(4) 討 議	
ア エネルギー保全	
(ア) 米国知事代表報告（アポダカ・ニューメキシコ州知事）	18
(イ) 日本知事代表報告（長洲神奈川県知事）	22
(ウ) 両国知事意見発表（クナイプ、アリヨシ、田川、仲谷、ミリケン 堂垣内各知事）	29
イ 地方債（地方公共団体の金融について）	
(ア) 日本知事代表報告（沢田熊本県知事）	45
(イ) 米国知事代表報告（クナイプ・サウスダコタ州知事）	55
(ウ) 両国知事意見発表（長野、小畑、アリヨシ各知事）	60
(5) 共同声明	

ア 提 案（ミリケン・ミシガン州知事）	68
イ 意見発表（武市徳島県知事）	74
(6) 日本知事代表閉会あいさつ（中西石川県知事）	76
(7) 米国知事代表閉会あいさつ（アリヨシ・ハワイ州知事）	78

[付 録]

1. アメリカ州知事団名簿	81
2. アメリカ州知事団滞在日程	83

## 1. 第15回日米知事会議 会議次第

〔日時〕 昭和52. 5. 18 (水) 午後2時～5時07分

〔場所〕 都道府県会館 別館211号室

- 1 開 会 宣 言 (松島全国知事会事務総長)
- 2 日米両国知事紹介 (松島事務総長およびミリケン・ミシガン州知事)
- 3 議 長 選 出 (従来の慣例と米国知事団の推挙により奥田全国知事会会長が議長に選出された)
- 4 来賓あいさつ  
福田内閣総理大臣 (塩川官房副長官代読)、小川自治大臣、鳩山外務大臣 (奥田敬和外務政務次官代読)、シュースマス在日アメリカ合衆国臨時代理大使
- 5 日本知事代表歓迎あいさつ (奥田良三全国知事会会長)
- 6 米国知事団団長あいさつ (ミリケン・ミシガン州知事)
- 7 議題の採択 (議長が前もって両国から提案された次の2議題についてはかったところ異議なく採択された)
  - (1) エネルギー保全 [米国側提案]
  - (2) 地方債 (地方公共団体の金融について) [日本側提案]
- 8 討 議
  - (1) エネルギー保全  
ア 報 告
    - (ア) 米国知事代表 (アボダカ・ニューメキシコ州知事)
    - (イ) 日本知事代表 (長洲神奈川県知事)イ 両国知事意見発表  
〔休 憩〕 (15:40～16:03)
  - (2) 地方債 (地方公共団体の金融について)

ア 報 告

(ア) 日本知事代表 (沢田熊本県知事)

(イ) 米国知事代表 (クナイプ・サウスダコタ州知事)

イ 両国知事意見発表

9 共 同 声 明

(1) 提案理由の説明 (ミリケン・ミシガン州知事)

(2) 意見発表 (武市徳島県知事)

(3) 採 択 (両国知事の意見が一致したので原案通り採択された)

10 両国知事代表閉会あいさつ

(1) 日本知事代表 (中西石川県知事)

(2) 米国知事代表 (アリヨシ・ハワイ州知事)

11 閉 会 宣 言 (奥田議長)

## 2 出席者名簿

### (1) 日本側

北海道知事	堂垣内 尚 弘	奈良県知事	奥 田 良 三
秋田県知事	小 畑 勇二郎	兵庫県副知事	山 口 広 司
岩手県知事	千 田 正	鳥取県知事	平 林 鴻 三
山形県知事	板 垣 清一郎	岡山県知事	長 野 士 郎
宮城県知事	山 本 壮一郎	島根県知事	恒 松 制 治
新潟県知事	君 健 男	広島県知事	宮 澤 弘
東京都知事	美濃部 亮 吉	徳島県知事	武 市 恭 信
埼玉県知事	畑 和	高知県知事	中 内 力
千葉県副知事	沼 田 武	福岡県知事	亀 井 光
神奈川県知事	長 洲 一 二	佐賀県知事	池 田 直
山梨県知事	田 辺 国 男	長崎県副知事	高 田 勇
長野県知事	西 沢 権一郎	大分県副知事	平 松 守 彦
富山県知事	中 田 幸 吉	熊本県知事	沢 田 一 精
石川県知事	中 西 陽 一	宮崎県知事	黒 木 博
愛知県知事	仲 谷 義 明	鹿児島県知事	鎌 田 要 人
三重県知事	田 川 亮 三	全国知事会	松 島 五 郎
福井県知事	中 川 平太夫	事務総長	

### (2) 米国側

ミシガン州知事	ウ イリ アム・G・ミリ ケン
サウスダコタ州知事	リ チャード・F・クナイプ
ハワイ州知事	ジ ョ ー ジ・R・アリ ヨ シ
ニューメキシコ州知事	ジ ェ リ ー・ア ポ ダ カ



アメリカ合衆国全国知事会事務局長                      スティーブン・B・ファーバー  
アメリカ国務省特別補佐官                                  コルゲート・S・プレンティス  
(州知事連絡担当)

(3) 来 賓

内閣官房副長官    塩 川 正十郎 (福田内閣総理大臣の代理)  
自 治 大 臣    小 川 平 二  
外務政務次官    奥 田 敬 和 (鳩山外務大臣の代理)  
アメリカ合衆国臨時代理大使    トマス・P・シュースミス

(4) オブザーバー

アメリカ大使館文化交流部長    ジョン・F・マクドナルド  
国際都市連盟事務局長                      幸 島 礼 吉  
各関係省庁 (内閣官房、自治省、外務省その他) 職員  
各都道府県東京事務所長  
全国知事会事務局次長および各部長  
報道関係者 (新聞、通信社、テレビ、ラジオ各社)  
その他多数

〔同時通訳〕 上田 勇、光延明洋、坪井 豊 (いずれもサイマル  
インターナショナル)

〔英文速記者〕 葛山みどり

### 3. 会 議 の 概 要

#### (1) 来賓あいさつ

ア 福田内閣総理大臣（塩川官房副長官代読）

本日ここに、日米知事会議が開催されるにあたり、ウィリアム・G・ミリケン・ミシガン州知事をはじめとする米国知事団の皆様に対して、日本政府及び日本国民を代表して、心から歓迎の辞を申し述べますことは、私のまことに欣快とするところであります。

日米両国知事の相互訪問は、1962年にはじまり、今回をもって15回になります。その間、政治、経済、文化、社会等各般の分野における日米両国の友好協力関係の緊密化を反映して、この日米知事会議も年々充実してまいりました。

今回の知事会議におきましては、特にエネルギー保全の問題や地方債の問題が討議されると伺いましたが、これらはいずれも今日の社会が当面している緊急な問題であります。殊に地球上の資源が有限であることを真剣に考えるとき、エネルギーの問題について日米両国それぞれの地方自治体の最高責任者であられる方々が現実に立脚した問題点の検討を重ねられますことは、まことに有意義なことであると考えます。

私は、このような両国共通の関心事について、住民を身近に代

表する両国知事の皆様が隔意なく意見を交換しあって、この会議が実りある成果を挙げ、ひいては日米両国民の理解と友好の強化に寄与することを、心から期待するものであります。

皆様は、今回の来日を機会に、日本各地を視察される予定と承っております。京都、奈良等の古都におけるわが国の伝統的文化と、京浜、東海等の地域における産業化、都市化の現状を十分にご視察になって、わが国とわが国民に対する理解を一層深められるとともに、新緑の日本の旅を心ゆくまでお楽しみ下さることを心から願ってやみません。

終りに臨みまして、日米知事会議の今後の一層の発展を希望いたします。

昭和 52 年 5 月 18 日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

イ 小川自治大臣あいさつ

本日ここにアメリカ知事団をお迎えし、日米知事会議が開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

この会議も回を重ねること 15 回になりましたが、今年アメリカ合衆国の制度をも参考にして新しい日本の地方自治制度を創設してから、30 周年を迎える記念すべき年にあたります。この 30 年の間に現在の地方自治制度は、わが国の社会を支える制度として適切に機能し、高く評価されているのでありますが、なお、今日において私どもは地方自治をめぐる多くの課題をかかえておりこれらを 1 つ 1 つ解決していかなければなりません。

もちろん、米国の州とわが都道府県との間には、幾多の事情を異にする点があります。しかし、両国の知事の皆様方は日米両国それぞれの国民の日常生活に最も関係深い地位におられることについては共通であります。このような地位におられる知事の皆様が一堂に会し、相互に胸襟を開いて共通の問題について意見を交換されることは、これら諸問題に対する解決への前進であり、また日米両国の友好親善関係の強化増進の上からもきわめて有益にして意義深いことと存じる次第であります。

わが国の経済は、最近におけるエネルギー危機を契機として、

高度成長をとげた時代から安定成長を目指す時代へ移行しました。そして国も地方も、財政収入のうちで大きなウエイトをもっている税収入において毎年度の財政支出の増加に見合うだけの増加が期待できなくなっております。このため、国も地方も借入金に依存する割合を高めざるを得なくなっており、その対策を迫られております。

本日、その地方債の問題を議題の一つとしてとりあげご検討いただくわけですが、地方債資金の安定確保のため、地方団体金融公庫の設立に努力している私どもといたしましては、心からその成果を期待するものであります。

また、アメリカ側の提案された議題である「エネルギー保全」については、カーター新大統領のエネルギー教書をはじめ先のロンドンにおける先進国首脳会議にみられますように、全人類的対応を迫られている課題であります。日米知事各位がその知的エネルギーを発揮され、有意義なご討議が行われるものと信じております。

終りに日米知事会議の今後の一層のご発展をお祈りして私のご挨拶といたします。

昭和 52 年 5 月 18 日

自治大臣 小 川 平 二

ウ 鳩山外務大臣あいさつ（奥田外務政務次官代読）

日米知事会議の開催にあたり、一言ご挨拶する機会を得たことを光栄に存じます。

地方自治は民主主義の最良の学校であり、また根幹でもあります。日ごろ地域住民との直接のかかわりを通じ、民意の吸収と福祉の向上に日夜努力しておられる日米両国の知事に心から敬意を表します。

今日、世界の民主主義体制は自由と人権問題ひとつをとらえてみても重大な危機をはらんでおります。民主主義を支え、民主政治に活力を注入する上で、日米両国の知事は大きな使命と役割をになっておられるわけであります。

この日米知事会議も 15 回を数え、その間、日米の相互理解と信頼の増進に大きく寄与してきたことは大変喜ばしいことであります。特に今回の会議ではエネルギー保全及び地方債について話し合われると伺っております。いずれも地方自治体の抱える共通にして、かつ緊要な問題であり、実りある討議を心から期待いたします。

現在、日米両国は、広く国際社会の直面する諸問題の解決のため、積極的に協力し、世界平和と繁栄に貢献するという「世界の中の日米協力」を推進する関係にあります。日米両国知事の友好的、かつ建設的討議を通じ、日米両国の友情と協力関係が一層強化されることを強く望んでやみません。

第 15 回の日米知事会議の成功を心からお祈りし、ご挨拶といたします。

昭和 52 年 5 月 18 日

外務大臣 鳩山 威一郎

エ シュースマス駐日アメリカ臨時代理大使あいさつ

奥田知事、ミリケン知事、日本の知事各位、アメリカの知事各位および来賓の皆様。私は再び高貴な日米知事が出席して開かれる第15回日米知事会議の開会にあたり一言所懐を述べる機会を得ましたことを心から喜びに存じております。

この会議のタイミングの関係上、マンسفールド大使が今日ここに出席いたし得ないことを遺憾に存じます。大使は、きっとここにご出席の知事代表团及びその他のアメリカの知事各位を個人的にご存知のことと思います。そして大使は、新任の大使として皆様方にご挨拶申し上げますことを喜ばれたことと存じますとともに、大使にとって日本の知事の皆さんにお会いする最善の機会であったと存じます。

日米両国間の年毎の交換訪問は、今や15回目になりますが、真に素晴らしい交換計画であります。私は、このように長期に及ぶ着実な業績の記録は、世界で他に類例がないと存ずるのであります。たしかに、これらの会議は、日本及び日米両国関係の重要性に対する理解と認識の改善について、わが国に意義深い貢献をいたしました。

およそ12、3年前、福岡県で領事をしておりました時、私はアメリカ知事団と福岡県知事及び県の幹部職員との頗る活発な討論に参加いたしました。私はその際アメリカの知事たちが、日本について学び、また彼等の体験を彼らの同僚に伝えることに示した非常な関心と熱意に深い印象を受けたのであります。その折と同様の熱意と関心とを、今回ミリケン知事および彼の代表团は十分に表明されることと存じます。

12、3年前の代表团知事の多くは、今日は、国会議員とくに上院議員あるいは閣僚となっております。その折の体験からそれらの人々が得た日本に対する理解は、皆様方のご援助のお蔭で、アメリカ中央政府と州政府で、日米両国間のきずなを強化するうえに、意義深い効果をもたらしたと確信いたします。

年毎のこの会議の特色は、もちろん州政府と県政府に共通する重要問題の討議と意見の交換であります。本日討議のため皆様方が選ばれた問題は、今後末長く日米両国民の福祉に影響する最も重要な問題であります。

日本でもアメリカ同様、州政府と県政府は2つの妖怪、すなわち物価の上昇と、サービスと施設に対する急速に拡大する要請という妖怪と対画いたしております。多くの場合、現行地方税の仕組みは、これらの挑戦に応ずるためには不十分であります。この他の場合、問題は人口の移動、事業形態や財政活動のしくみの変化によって、問題は込み入っております。日米両国にとって、地方政府の財政問題は、危機的段階に達していると言っても誇張ではありません。解決策が見出されねばなりません。そしてこれらの解決策は、すべての政治的想像力と政治的意志とあらゆる限りの指導力とを要求するであります。

エネルギー保全の問題は、上記に劣らず重要であります。この問題に応ずるためカーター大統領が最近発表した計画は、アメリカのみならず、すべての近代的工業社会にとって、問題の大きさと、これらに応ずるため要請される大胆さとを劇的に表現したものであります。大統領のメッセージが強調しておりますように、これは中央政府だけの問題でなく、すべての地方政府の問題であり、あらゆる市民の積極的参加を要する問題であります。単純で安易な解決策は見出されないであります。むしろ要求されるのは、総合的で複雑な戦略であり、それが効力を発揮するためには、市民の理解とともに、共通の利益のため喜んで犠牲となる中央政府と州と地方自治体の協力が必要であります。

これら二つの重大問題において日米両国は、お互いに学ぶべきことが沢山あり、お互いの努力に対し多くの貢献をなし得るのであります。それ故私は、今日の皆様方の審議はお互いに分け合い助け合う精神に特長づけられ、偉大なるわれわれ両国の国民の福祉に貢献したいという願望により鼓舞されることと確信いたすのであります。ありがとうございました。



(2) 日本知事代表歓迎あいさつ

全国知事会会長 奈良県知事  
奥 田 良 三

第15回日米知事会議の開会にあたりまして、各都道府県知事を代表し、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、福田内閣総理大臣（代理）、小川自治大臣、鳩山外務大臣（代理）、シュースミス在日米国臨時代理大使のご来席のもとに、米国州知事団団長のミシガン州ミリケン知事はじめ4州の知事各位と日本知事の参加を得て、ここに日米知事会議を開催することができましたことは私の深く喜びとするところであります。

私は、この機会にあたり、米国州知事各位が公務きわめてご多端の折にもかかわらず、はるばるわが国を訪問され、この会議にご出席くださいましたことに対し、心から謝意を表する次第であります。

日米知事会議は、日米知事相互訪問計画に基づき、1962年より開催し、今回で回を重ねること15回に及びました。その間地方行政に関して日米両国が共通する多くの重要課題を取り上げ、真剣な討議がなされ、日米両国の地方行政の改善と、それぞれの

国民の福祉の増進に大きく寄与してまいったことは、まことにご同慶にたえません。

今回は、日本側より「地方債」米国側からは「エネルギー保全」という議題が提案され、それぞれ討議されることとなっております。世界経済は種々の変せんを経て、今ここに新しい段階に転換せんとしております。それに伴って、世界共通のそして最大の問題として登場して参ったものが資源の有限性、とくにエネルギーの有限の問題であります。このときにあたり、貴国から「エネルギー保全」の問題が議題として提案されましたことは、まことに時宜を得たものであり、本会議でその十分な討議がなされますことを、大きく期待いたしている次第であります。

また、わが国も、数年前より低成長時代に入りましたが、その地方財政に及ぼす影響は極めて重大であり、したがって、地方公共団体は、歳入を多額の地方債に頼らねばならなくなりました。われわれは、ここに本会議の議題として「地方債」を選んだ次第であります。とくに、わが国の地方公共団体にとっては、増加した地方債の消化が年々困難な問題となりつつあります。そうした事情から、地方自治においては常に先進的であった貴国の実情等を伺いたく存じ、ご提案申し上げた次第であります。

なお、この会議は、本日一日をもって終了し、明日からは、わ

が国の地方行政と産業等について、実地にご視察をいただくことになっておりますが、本日の日米知事会議はもとより、訪問各県において、皆さまから行政等に関する適切なお意見がいただけますならば、まことに幸甚に存ずる次第であります。

最後に、この日米知事相互訪問計画に対し、両国民はその成果に大きな期待を寄せております。私は、今回の会議と、引き続いての地方視察が、日米両国民の理解と親善を一層深め、両国行政の進展に貢献するものと信じて疑いません。したがって、本日の会議が、ご列席の各位のご協力により、所期の成果をあげ得られますよう切に希望いたしまして私の開会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

(3) 米国知事団団長あいさつ

ミシガン州知事 ウイリアム・G・ミリケン

奥田知事、本日ここにご出席の日本の知事各位、アメリカからの同僚の知事の皆さん。まず最初に、私ども一同は、第15回日米知事会議のこの機会に、皆様と席を同じうし得ましたことを、心からの喜びとし、名誉とするところでございます。

私どもは24時間まえに、あなた方のすばらしいお国に到着いたしました。この間私どもは、お会いしたすべての方々のこの上ない友情と丁重さといんぎんさともって迎えられました。このことに対し私どもは、厚くお礼申し上げます。

私個人として申し上げますならば、今回の訪日は、私にとって最初のものでございます。そしてこれが最後のものではないようにと深く希望しております。と申しますのは、私は、同僚の知事たちと見て参りましたすべてのものに、すばらしい印象を受けたからであります。

私どもは、日本の友人として当地に参りました。私どもが当地に参りましたのは、共通の問題を分け合い、将来のための機会を分け合うためであります。私は、アメリカ国民が日本国民に対して抱いている多大なる尊敬と賞讃について申し上げたいと存じます。皆様方は、この世界の偉大な民主主義国の一つであり、全世界のいかなる国民も、あなた方より以上に自由の理想と、正義と個人の権利を与えられている国民は、世界に一つもないのであります。

私どもが当地に参りまして以来、私ども一人ひとり、私どもが互いに分け合う利害と問題の共通性によって強く印象づけられたと存ずるのであります。アメリカの中でも大変広大でまた非常に工業化され、ほぼ900万の人口を有しているミシガン州の知事として私は、アラブの石油輸出制限を受けた1973年を思い返すのであります。あなたがたの県でまた貴国全体を通じて、疑いもなく回想されますように、輸出制限の重荷と、こ

の輸出制限が引き金となって引き起された一連の事件を想起いたすのであります。私のミシガン州は、この輸出制限と、これに続く一連の事件の発展の結果として、大きな不況に落ち込んだのであります。過去 2 年半の間、私のミシガン州は、エネルギー問題の結果、アメリカのすべての州を通じて最高の失業率という好ましくない名声を博したのであります。

その日以来、アメリカの私どもも貴国の皆さん方も、アラブの石油輸出制限という同じ影響、同じ衝撃を受けて、これからの脱出口を探しておりました。私は、ミシガン州の頗る特異な事態について述べてみたいと存じます。と申しますのは、このことは、皆さん方にも私どもにも関係のある同じ問題を、リアルに述べることになるかと存ずるからであります。この 12 時間以内に私は、貴国の新聞に発表された評論—貴国の英字新聞で読みました論説も含めて一通訳してもらいました。そして私は、日本の政府もアメリカの政府も、同一の懸念を抱いておられるが、貴国の国民もわが国の国民と同様、エネルギー問題についていまだ十分認識していないという感触を得たのであります。

貴国の新聞を読みまして私は、貴国はアメリカと同様エネルギー保全の方法を必死に求めておられること、及びアメリカと同様貴国は、全世界に新たなエネルギー源を発見しようとしておられると感ずるのであります。皆さん方も私どももこの問題と、そこから派生するその他多くの問題を、今後永年にわたって担って行かなければならないことは、疑いないと存じます。

私どもは、今朝東京都知事とお会いして、東京都のみならず、日本全国に影響を及ぼしている環境問題について知事の説明を聞きました。そして、きれいな水ときれいな空気の問題について都知事の説明を聞きました時、私は私どもがアメリカで、また、それぞれの州で当面している清浄な水と空気の問題を思い出したのであります。

それで、ここに出席しているアメリカ知事団に代り一言所懐を述べさせ

ていただきたいと存じます。私どもは、本日午後皆様と共に過すことができますことを喜んでおります。そして私どもは、続く会議での活気ある討論を期待しております。私どもがアメリカに帰ります時には、これまで以上に大きな、皆様への理解と、とりわけ知事として日本の市民への思いやりと友情を、持ち帰りたいと存じます。ありがとうございました。

#### (4) 討 議

##### ア エネルギー保全について

##### (ア) 米国知事代表報告

ニューメキシコ州知事 ジェリー・アポダカ

奥田知事、その他日本の県知事の皆様、3州のアメリカの同僚の知事各位、アメリカの50州の全知事が深い関心を抱いている議題について討議するため、この会議に出席できましたことは、私ども4名の知事にとり何よりの喜びとするところであります。私は本日午後このテーブルの周囲に着席しておられる知事の皆様を存じており、また、もちろんアメリカ合衆国の問題も、日本の問題も、よく理解しております。

多くの皆様は、カーター大統領が1か月ほど前、エネルギー保全の必要性について、アメリカ国民に発表した言葉をお聞きになったか、お読みになったことと存じます。わが国のみならず全世界にエネルギー不足を生ずるという事実を、アメリカ国民が容認するだけでも長年月を要しました。さきにミリケン知事が述べましたように、アメリカの大衆が現在のような深刻さをもってこの問題をとらえ始めたのは、1973年の石油輸出制限以後のことでありました。しかし、今日われわれが所有する貴重なエネルギー源を保全する方法を見出そうとするまでに、アメリカ及びアメリカ国民は、長年を要したのであります。

カーター大統領は、最近エネルギー保全が、来るべき10年ないし20年間にいかにして達成されるかについて、幾つかの考え方を確立しました。

私どもの日本訪問は、私どもが独自の方法でこの問題の解決を計ろうとしてきたいくつかについて、皆様と意見の交換をするためであります。日本は西側諸国のうちで、エネルギーの保全のみならず、すべ

での資源の保全について指導者格でありましたことを私ども認めております。そして私どもは、今回の日本訪問旅行は、私どもにとり一段と有益なものとなり、また、エネルギー保全についての意見交換は、恐らく皆様方にとってよりもより以上に私どもにとり、有益なものになるであろうと存じます。

私どもは近日皆様方のいくつかの県の訪問を楽しみにし、各県滞在中どれ位多くの地区がエネルギー保全の問題を処理しておられるかをじかに知りたいと希望いたしております。

わが国におきましては、若干の州が、それぞれの州の市民とエネルギー保全について話し合った上でいくつかの計画を実施いたしました。例えば、コネチカット州は、州が所有するビルのエネルギー保全計画を始めるため、6か月間職員の時間給与に対し6万ドルを投資しました。6か月以内に燃料コストで100万ドルを節約したと見積られています。ウイソコンシン州は、州の施設でエネルギー使用をモニターし、検証する積極的計画を実施しました。州の一つの役所だけで、24万8,000ドルの投資が行われましたが、これが年間10万ドル以上の節約をもたらしており、投資の回収は、3年以内になされることとなります。

ニューヨーク州は、職員によるカー・プーリング（数人がグループを作り、交替で各自の車を運転して他を同乗させること）を奨励して、残余の自動車を周辺地区に駐車させるシステムを実施しております。このシステムは、年間12万ガロンのガソリンを節約することになりましょう。ミネソタ州は、建造物についてエネルギー効率基準を採用し、実施いたしております。この基準は、エネルギー保全のため幾百万ドルの節約をもたらすことになりましょう。

ペンシルバニア州、テキサス州、ヴァーモント州およびその他多くの州は、エネルギー保全のため多くの計画を実施いたしました。私の



ニューメキシコ州は、大変大きな州で面積は 121.666 平方マイルあります。人口は 120 万にすぎませんが、私どもは多くの分野での保全対策を行って参りました。

率直に申しましてアメリカ人大衆は、余りに長期間われわれが所有するエネルギー資源を乱用して参りました。そしてわれわれは今日、われわれが保全し得る手段、方法に到達しようと努めておるのであります。いくつかの州の輸送機関は、引き続き大きな問題であります。私の州では、エネルギーの 24 パーセントは、輸送機関に費やされております。冬の寒気が非常にきびしいミシガン州やメイン州、その他北東部の若干の州では、家庭の暖房や、工場や諸施設の暖房が重要問題となっております。

わが国では、エネルギー保全は、いろいろな方法で試みてみなければならぬ、という問題が依然残っております。と申しますのは、ある州でうまくゆくやり方でも、他の州では必ずしもうまく行かないかもしれないからであります。東海岸地帯での大きな問題は、西部では大きな問題でないかも知れないのであります。しかしながら、北西部では非常に簡単なことでも南部の人々は耐え難いものと感じるのであります。そこで私どもは、知事として、他のエネルギー源が発見され決定されるまで、現有エネルギー源を保全し得る方法を調査することに、各州がリーダーシップを発揮することの重要性を認めるものであります。それ故、サーモスタットを低下し、スピードを下げ、カー・プール（通勤などで、数人がグループを作り、毎日交替で自動車を運転して他を同乗させる方式）の方式を確立し、家庭に防寒設備を施し、エネルギー保全を探求する人々に多くの便宜を与える等、50 州のすべての知事がエネルギー保全のため、いろいろな試みに参加することに多大の期待をかけている次第であります。

大統領は、アメリカが進むべき方向をかなりよく確立されました。

もしわれわれが、真に有効な保全計画を持たねばならないとするならば、それはカーター大統領が決定した通り、われわれは保全のため強制的手段に訴えねばならないということでもあります。このため大統領は、今日、大方の皆さんがご存知のとおり、大型自動車はそれ相応に課税さるべきこと、エネルギーの大消費者は、応分に課税さるべきこと、公益事業会社は、エネルギー消費の値段を何処に対しても平等にすべきことを提案いたしました。

カーター大統領と連邦政府は、来るべき 10 年 20 年の間のわが国のエネルギー保全のための基本的ルールを設定いたしました。しかしこの計画の成否は、それぞれ個々の州に依存しております。これこそ各州知事と各州の役割が来るべき年月、きわめて重要である理由であります。

最後に私どもは、次の認識に到達いたしました。すなわち、わが国では、われわれ自身を甘やかすのではなく、自然を大事にすることから始めねばならぬという事実の認識であります。このため保全対策は、あらゆる州、あらゆる知事から、強力な支援を得ねばならないと信ずるのであります。

私どもは、次の数日間日本国内を旅行して皆様方の県を訪問し、皆様方の考えかたの若干を収集することを期待しております。と申しますのは、始めに私が述べましたように、私どもはエネルギー保全について、西側諸国の指導者としての皆様方に大きな期待をかけているからであります。私どもは、皆様方が私どもから恩恵を被るよりはるかに多く、私どもが皆様から恩恵を被る好機であると存ずるのであります。ありがとうございました。

(イ) 日本知事代表報告

神奈川県知事長洲一二

エネルギー保全について

私は、神奈川県知事の長洲一二でございます。

本日、第15回日米知事会議におきまして、米国側からの提出議題であります「エネルギー保全」についてご報告申し上げ、尊敬する米国州知事各位と意見を交換する機会を与えられましたことは、まことに光栄と存じます。

石油危機に伴う世界的不況により、世界のエネルギー需給は若干緩和のきざしをみせましたが、先進国の景気回復とともに、需要は漸次増加しつつあります。世界景気がこのままの状態推移すれば、1977年後半には、石油危機直前の需要水準にまで到達するものと見込まれます。

これに対し、世界のエネルギー供給の中心であるOPECの石油生産は、最近では石油危機直前の水準近くまで回復しておりますが、今後は過去のような需要の増大ペースに合わせた生産は困難になると思われます。

このような時期に、日米知事会議において省エネルギー問題に関する両国の現状や将来の展望について意見交換をすることは、きわめて時宜を得たことであり、この議題を提案されたことに敬意を表する次第であります。

以下におきまして、私は日本における省エネルギーの必要性および現在行われている省エネルギー政策等につきましてご説明申

し上げ、本会議における意見交換のための報告といたしたいと存じます。

#### 1 日本における省エネルギーの必要性

わが国は、必要エネルギーの約 90% を輸入に頼っております。また、総エネルギー量の約 75% は石油に頼っておりますが、この石油はほとんど全部を輸入に頼っているという状態であり、これらは主要先進国中最高水準となっております。

このためわが国は、1980 年代後半に予想される石油増産限界の到来による石油の供給不足および価格変動の影響を最も受けやすいきわめて不安定な供給構造となっております。

さらに、国産エネルギーについては、狭い国土に 1 億を越える人口を擁するわが国においては、立地問題、環境問題等の制約がとりわけ強く、その開発は多くを期待できない状況にあります。

一方わが国のエネルギーの需要は、今後引き続き増大することは不可避であります。1985 年の需給見込を試算して見ますと、省エネルギー政策を行わない場合には、石油に換算して現在の約 2.1 倍にあたる 8.3 億キロリットルが必要になり、エネルギー需給のギャップは著しいものとなります。

そこで政府は、1975 年 12 月に総合エネルギー対策閣僚会議を開きまして、1985 年度を目標とする次のような「総合エネルギー政策の基本方向」を決定いたしました。その内容を申し上げますと、

その第 1 は、輸入石油依存度の低減と原子力等代替エネルギーの多様化であります。これは、原子力発電の開発の推進、LNG（液化天然ガス）輸入の拡大等によつて輸入石油依存度を 63% にまで低下させようというものであります。

その第 2 は、石油の安定的確保であります。これは、海外および周辺大陸棚における石油の開発、経済協力の推進等による石油輸入の安定化および 90 日備蓄の達成により石油の安定的供給を確保しようというものであります。

その第 3 は、省エネルギー化と新エネルギーの開発であります。

政府の「総合エネルギー政策の基本方向」によりますと、目標年次 1985 年度の省エネルギー率を 9.4% と見込んでおりますが、これは、1975 年度から 1985 年度の期間において年率 6% 程度の経済成長を可能とするものとして算出しております。なお、この省エネルギーの目標値は、石油に換算しますと約 8,000 万キロリットルであり、わが国の目標年次における原子力発電量 4,900 万キロワットに相当するものであります。ちなみに、この省エネルギーを部門別にみますと、産業部門で 6.9%、輸送部門で 18.4%、民生部門で 13.5%、および二次エネルギーの転換効率の向上 2.4% となっております。

この省エネルギーの量的効果は、石油備蓄基地や原子力発電所の建設が立地、環境面の制約等によりスムーズに進展してい

るとはいえない現状を考えますと、総合エネルギー政策の中で果す役割はきわめて大きいものであるといえます。

以上のように、省エネルギー政策は、現在はもとより、21世紀におけるわが国を運命づけるものであり、今後積極的に推進していかなければならないきわめて重要な政策であります。

## 2 日本における省エネルギー政策の現状と将来

以上の基本的認識にたつて、次にわが国における省エネルギー政策について申し上げますと、その政策は大きく二つに分けられます。

その第1は、エネルギー節約の指導・要請とPR活動であります。これは、1974年に内閣に設置した「資源とエネルギーを大切にす運動本部」を中心に行っており、産業、輸送および民生の各部門ごとにそれぞれの節約目標をたてております。また、本年からは毎年2月を「省エネルギー月間」として、集中的に各種行事を行いPR活動を強めております。

省エネルギー政策の第2は、エネルギー使用の一層の効率化、ひいては省エネルギー型産業構造への転換を促進するための施策であります。この施策は、融資および税制による省エネルギー設備の導入促進、エネルギー管理技術等の指導ならびに廃熱利用システムなどの技術開発であります。

現在わが国のエネルギー消費の約60%は産業部門が占めて

おりますが、今後は、国民のニーズの多様化、生活水準の向上とともに、産業以外の部門におけるエネルギー消費量が増大するものと予測されます。こうした民生その他の部門では、対象1単位あたりの消費量が一般的に少ないため、大幅な省エネルギー効果をはかるには、多くの困難が伴いますが、にもかかわらずその省エネルギー効果も決して無視できないものであります。例えば、全国でテレビを見る時間を1日30分短くすれば、人口約200万人の都市の1日の家庭電気消費量に匹敵するエネルギーが節約できるという試算があります。また、最近、乗用車の普及が著しく、道路の混雑、渋滞を招いていますが、マイカーから大量輸送機関への転換など、新しい都市交通システムの開発による省エネルギー効果もまたきわめて大きいものと考えられます。このように、生活パターンを省エネルギー化に誘導するとともに、長期的な観点にたった強力な施策の展開が必要であります。

以上わが国における省エネルギー政策の現状についてご説明申し上げましたが、いうまでもなく、人間の生活と文化の維持向上には、エネルギーの確保が不可欠の要件であります。しかし、1980年代後半にはエネルギー特に石油は供給不足になるといわれており、需給の見通しは決して楽観できる状態ではありません。

このようなとき、カーター米国大統領は、歴史的意義をもつ

「エネルギー教書」を発表されました。この教書は、エネルギー政策の10原則をかかげ、そのなかで、「節約」を大原則として打ち出し、大胆、率直に国民に問題提起をしています。また、節約の呼びかけを実効あらしめるため、市場機構の適切な活用にも留意される一方、代替燃料使用の奨励、中・長期展望による新エネルギー開発を促進するなど画期的な提案を含んでいます。このような勇気ある大胆な訴え、また、歴史的、文明史的にスケールの大きな提言に対し、私は心から敬意を表すものであります。これらの政策の実現には多くの困難が伴うでしょうが、大統領の賢明な政治的リーダーシップにより、この歴史的提言が実現されるよう心から期待するものであります。

「エネルギー教書」にも示されていますように、省エネルギーのためには、産業構造の転換とともに、われわれの生活様式そのものの変革も求められております。つまり、エネルギー問題は文明史的な文脈のなかで見直しすることが必要になってきています。

このような観点から、わが国のエネルギー政策を考えてみますと、前に述べました「総合エネルギー政策の基本方向」も現在見直しに着手していますが、貴国の政策に触発されて、さらに抜本的な見直しに迫られるでしょう。ちなみに、「エネルギー教書」では経済成長率に対するエネルギー弾性値を0.5に落していくことを予定しているのに対し、「総合エネルギー政策の基本方向」では、6.6%の経済成長に対して5.3%のエネ



ルギー需要の伸び、つまり、0.8の弾性値を見込んでおります。これらの基礎数値をも改めて検討すべきものと考えられます。しかし、この場合でも、単に数値を減少させるということではなく、政策理念そのものの転換が必要であり、政府レベルにおいても、また、地方自治体においても、今後エネルギー問題に真剣に取り組み、きびしいエネルギー制約のなかで新しい生活と文化を築いていく努力をしなければならないと考えております。

(ウ) 両国知事意見発表

○サウスダコタ州知事 リチャード・F・クナイニ

奥田知事、日本の知事各位、同僚の知事の皆さん、紳士淑女諸君。私は、ご質問にお答えするとともに、私にとって2、3の重要なこと柄について指摘したいと存じます。先ず最初に、私は、アメリカの知事として私が強く心に抱いている考えを、日本の知事さん方にお話ししたいと存じます。皆さん方がアメリカ50州をごらんになり、その力と多様性をごらんになるとき、アメリカのあるいは世界のどの問題をみるに当たっても、アメリカの一部となっている多様性について多くのことを語らねばなりません。

例えば、私が知事をしておりますサウスダコタは、工業の未発達な人口希薄な州であります。わが州の領域内には、広大な水資源がありますが、近隣諸州が認めるように石炭の埋蔵は殆んどありません。サウスダコタの境界に非常に近いワイオミング、モンタナ、ノースダコタの各州は、豊富な石炭の埋蔵量を誇っております。この石炭は、わが連邦政府が大いに開発してほしいと希望しているものであります。例えば現在こんな話が起っています。サウスダコタの境界内のミズリー河から水を引いてきて、200マイルばかり離れたワイオミングのような州にその水を運び、ワイオミングの石炭を採掘してこの石炭を5州も遠方のアーカンソー州に運搬してエネルギー開発事業に使うという話です。これらの州の間では、長期に亘る熱心な討論が行われております。そしてこれらの知事の1人として私は、アメリカの統治組織の長所の一つは、私の見るところ、州自体の大きな力と、州政府および州知事たちのすぐれた判断力であり、またこの立場からワシントンの連邦政府と行う活発な討議であると申したいのであります。

再び申しますと、私の州の境界内に私どもは、ミズリー河水系の一部をなす6つの大規模なダムのうち4つをもっております。これら6

つのダムは、それぞれ水力発電をいたしております。そして私どもの州では水力発電量の 75 パーセントないし 80 パーセント以上を、他の近傍諸州に送っております。かくして私どもは、ひとつの大きな資源を分け合っており、そしてずっと以前にこれらのダムを建設した時、われわれは広大な土地を断念いたしました。しかし、同時に、限りあるあらゆる種類の天然資源を考えますとき、私どもは、この水そのものをわれわれの州の境界内に有しておりますことを喜びとし、幸福に存じております。私の州ひとつのダムだけで、どれ位多量の水を保有しているかと申しますと、世界第 2 の大きなダム、オアフエ・ダムの貯水池には、ミネソタ州の 1 万以上の湖の水量があります。しかも私どもは、内陸の灌漑や都市向けや工業用やその他いかなる用途にも、この水を利用しておりません。それ故私どもは、開発の問題をもちかかえております。

しかし私どもの州は、消費州で、生産州ではありません。そしてワシントンで政策が決定されますと、私どもは、ひとつの州として強硬な意見を開陳します。皆さん方は、私たちの周囲の諸州の石炭を使用すべきだと申されるか知れませんが、私どもは、サウスダコタのような州への放射性降下物の影響に最大の注意を払わなければならないのであります。それ故 50 州のうちただ一つの州の単独の声が、われわれにとってすこぶる重要なのであります。

実のところ、カーター大統領が最近発表した連邦政府の政策をみてみますと、サウスダコタのような田園の州にとっては、非常な同意できない点があります。わが州は、例えば幾百万の住民を有し、農業への利害関係も大きい工業州のミシガン州とは非常に相違しております。私どもの州は非常に人口希薄な州で、長さは 400 マイル、幅は 300 マイルで人口は僅か 70 万であります。そしてわれわれは、どのようにその政策が実行に移されるかに多大の関心を抱いております。

私どもは、カー・ブール（自動車の相乗り）も大衆輸送も、利用することは出来ません。それらは私どもが直ちに利用できるものではありません。

他方、われわれの州内では、大多数の人々は、この大問題（エネルギー保全）が、わが国の大統領職の注目をひくのは、全く正しいと考えるでしょう。われわれは、わが国のエネルギー供給のため、あまりにも外国の資源に頼りすぎております。これに対しわれわれは、何かを為さねばならないのであります。しかし私は、1人の知事としてひとこと申し上げたいことは、資源の保全についてアメリカ人は、日本人の足元にも及ばないだろうということです。

私は1人の知事として、保全の問題について、この3年間ばかり発言して参りました。そして保全の方策について、公にまた私的に、強力に推進して参りましたが、保全は現実には行われませんでした。それは今日まで成就されませんでした。そして私は、1人の知事として、われわれは、州政府の協力を得て、連邦政府側から、法令によって保全の方法を国民に強制する必要があると信ずるに至りました。彼等は、自発的に保全しようとはいたしません。アメリカ人は、そのようにつくられてはいないのです。彼等はすこぶる浪費的で、エネルギー資源その他を浪費しています。そして残念ながら、過去数年間エネルギー問題に直面してからでも、自発的に保全を大々的に実施することは少くとも今日までなかったことを認めざるを得ないのであります。私どもは、余りに外国の資源に依存しすぎております。私どもは、資源の需給を健全な均衡状態に引き戻さねばなりません。そして私は、このエネルギー保全の問題は、主として連邦政府が、自発的保全を含むわが国の長期的計画を強力に策定せねばならないと、固く信ずるものであります。しかしそれはまた、新たな連邦の法律が実施しようとしているように強制的なものでありましよう。すなわち大型自動車の購入に対する罰金、自動車製造業者に対し、1ガロン当りの走行マイル数

を高めることを義務づける等々といったような強制的なものでありま  
しょう。

それは自然そうなると思いますが、私は、わが国においては、ある  
程度強制的でなければならぬと信じます。私は、何事かを人々に強  
制しなければならないことを極度に嫌う者の 1 人ですが、自発的保全  
方法は、実際には、うまくいったためしがありません。皆様がこの国、  
この世界、われわれの構造を注目されるならば、われわれ国民に保全  
を強制し、この世界の一部としてわれわれが保有する有限の資源のよ  
りよい利用を義務づける強力な、長期的計画には大いにご賛成になる  
と存じます。

私の発言をお聞き下さいましてありがとうございます。

○ハワイ州知事 ジョージ・R・アリヨシ

スピーチを始めるにあたって私もまた、私どものため暖かくご丁寧  
なおもてなしをして下さった各県の知事さんに、感謝の意を表したい  
と存じます。この席でさきに行われた演説からアメリカという国は、  
大へん多様性に富んだ国であることが明瞭であると存じます。そして  
長洲知事のご発言から、国家間にもいろいろな相違点があることに気  
付くのであります。例えば長洲知事は、日本はエネルギーの 75 パー  
セントを石油に依存する国民であると指摘されました。わが国はエネ  
ルギーのほぼ 44 パーセントを石油に依存している国であります。

ハワイ州は、エネルギー源としてほとんど全面的に石油に依存して  
おります。それ故アメリカのエネルギー問題を解決する方策を検討す  
る時、国内に存する地域的相違、また世界に存在する国家間の相違を  
認めることが、非常に重要になって参ります。世界の各国は相異った  
問題を有しております。保全の能力には非常な相違があると思います。  
例えばわれわれのハワイ州は、全面的に石油に依存しているのであり

ます。

もし、たとえばわれわれが石油消費量を 20 パーセント削減しようとするならば、石油の 20 パーセント削減は、全エネルギー消費量を 20 パーセント削減せねばならない結果となります。ところがわが国全国平均では全エネルギー消費に占める石油の割合は 44 パーセントですから 20 パーセントの石油節約は、僅か 9 パーセントのエネルギー削減にすぎないということになります。それ故保全の能力は、地域によって非常に異なるものとなります。

私は、ある問題を解決するわれわれの能力には、非常に格差があると考えます。そしてわが国に存在する格差のため私は、カーター大統領がエネルギー政策について発表された少し前に、合衆国の各地域からさまざまな州の知事を召集して、それぞれの地域間の相違について語らせ、わが国のそれぞれの州の具体的ニーズに対処することを可能にしてほしいと要請いたしました。そしてわが国のすべての特定のニーズに応ずる政策にわれわれが参画出来るように、このような提案がとりあげられることを希望するものであります。

私は、解決策もまた大いにさまざまであってよいと考えます。私たちは石炭も持たない州であり、天然ガスも持っておりません。また、油母頁岩も有しておりません。その結果私どもは、わが国のエネルギーの需要に応ずるためこれらの代替エネルギー源にたよることが出来ません。

他方、私どもの州には、石炭や、クナイプ知事が言われた水力電気や天然ガス等を持っている州にはないものがあります。われわれの州には、われわれの便益のため用いられるサムシングがあります。すなわち私どもの州には、多量の日光があります。太陽エネルギーは、われわれの地域社会が必要とするエネルギー問題解決にすこぶる重要な地位を占めていると信ずるのであります。

私は、昨日、熊本県が有する地熱エネルギーについて沢田知事と話

し合いました。私は、地熱発電も行われていると存じますが、それは、熊本県が必要とする全電力エネルギーの極く一部に過ぎないと彼は話しておられました。

私どもも、州内に若干の地熱を有しております。そして連邦政府の協力を得て最近井戸を掘ることができました。この井戸の蓋をしないうちに、熱量と活山活動の再充電力をテストするため、14分間井戸を＝けたままにしておくことが出来ればと期待しておりました。が、私どもが非常に満足しましたことには、この井戸を3時間も開けたままにしておくことが出来、われわれは再充電能力、つまりこのエネルギーの再発電能力について、多くを学んだのであります。そして私どもは、このことはハワイ州のため、エネルギーの継続的な生産を可能にすることになるとして、多大の希望を抱いておるのであります。

私どもは、数年前、ハワイ島のさとうきび事業から出る廃物の処理について、若干の問題をもっておりました。伝統的に私どもは、さとうきびのしぼりかすを取り出しておりました。これはしぼり出した砂糖の残りかすであります。そして私どもは、連邦政府がのり出して来て、この残りかすは海に投棄してはならないと言われるまで、海に投棄してきました。私どもは、この産業に従事する人々と密接な連絡をとり、3年以上を費して廃物処理計画を作り、この計画によって今日では、かつての公害源物質を取り出して、焼却しております。私どもはしぼりかすを焼却して、電力を起こしております。そしてハワイ島の全電力の40パーセントは、今日、しぼりかすの焼却から得ております。

わがハワイ州が注目しているもう一つのことがあります。テラー博士はノーベル賞受賞者で、わが国第一級の科学者であります。同博士は、風力エネルギーを利用する可能性のある場所があるとすれ＝、ハワイはまさにそういう場所であると発表いたしました。そしてハワイ州で風力エネルギーを捕えるための研究を行うよう提案されております。

す。私どもは、連邦政府から資金の供給を受ける希望のある計画を有しております。それは、略して OTEC（海洋熱エネルギー転換）というものです。海洋の表面の海水に比して深海の水は非常に冷たいので、冷たい水を暖かい水中に通すと、そこに科学的作用が生ずるとい—もので—この = ロセスについて皆さん方に説明は出来ませんが—あります。学者たちは、これはエネルギーを発生させるもので、科学的・理論的な面では何ら問題は無いが、水中に入れる = イ = に着生する蔓脚類の動物（フジツボなど）に多少の問題がありますので、この点研究と実験を要すると申しております。そしてハワイ州と連邦政府は、共同事業を行うことによってこの種の資金の調達が出来るので、石油依存度を減少し得るように、何か更新可能なエネルギー源を検討し得ることを希望しております。

私は、エネルギー保全についてまた、深く考えております。私どもは、保全を行う必要があると存じております。私が代表する州から私—の見解を申しますと、私は、保全とは、更新できるエネルギー資源の発見を意味すると強く感じております。私は、この方向に向かうことがわれわれにとり、すこぶる重要であると存じております。

私どもはまた、専門的知識・技術や英知は、わが国にだけあるものではないことを知っております。偉大な国の国民である皆さん方もまた、私どもが期待する多くの科学技術の分野で非常に進んだものをもっておられます。私どもは、手を取り合って協力し、世界の天然エネルギーを利用し得る方法を確立すること、アイデアや技術の交流を通じて緊急なニードの解決をなし得ること、そして、われわれの子供たちや = らにその子供たちのためにより良い遺産を残すことができることをねがっております。そして私は、本日午後私どもの考えかたの若干を皆さんと分け合うことが出来ましたことを、心から喜びに存じております。ありがとうございました。



○三重県知事 田 川 亮 三

私は、三重県知事の田川でございます。

さきほどの長洲知事の報告にもありましたように、わが国は総エネルギーの約 75% 近くを石油に依存し、しかもその大部分を輸入にたよっているという主要先進諸国の中でも特異なエネルギー構造をもっております。このため、1980 年代後半にも予想される石油増産限界の到来による供給不足、価格変動などに極めて不安定な供給構造となっているのであります。

このようなことから、政府をはじめ関係各方面は、将来のわが国の新しいエネルギー政策確立の重要性をあらためて認識し、世界エネルギーの長期的な需給の見通しに立った長期エネルギー需給計画を策定し、これを総合的エネルギー施策、新しいエネルギー資源開発施策、省エネルギー施策として国民的合意の下に、積極的にすすめている状況にあります。

この意味において、さる 4 月 20 日カーター米大統領の「国家エネルギー計画」は、まことに先見性のある大胆でかつ適切な提案として高く評価できるものであり、私どもとしても、今まで以上にこのエネルギー問題に対する取り組みが必要であることを、あらためて痛感した次第であります。

われわれ地方公共団体の省エネルギー政策の展開は、まだその緒についたばかりで、貴団に比較して十分とは言えない状況にありますが、今後一層の努力をかさねていかなければなりません。

そこで、地方レベルでの実施可能な省エネルギー対策のうち、その若干のものについて所見をまじえながら報告させていただきます。

第 1 点は、産業廃棄物などの資源化再利用計画の実施であります。

本県は、石油危機の前の 1973 年に、当時廃油などは、廃油処理センターなどにおいて、燃焼方法による処理が一般的でありましたが、

私どもは、そのような方法でなく、これを積極的に資源化再利用の途をとる＝きだとして、独自の産業廃棄物処理計画を策定し、実施に移したのであります。

当時としては、この考え方は一般的でなく、一部からは疑問視するむきがあったのですが、現在になってみると、省エネルギーの先駆として高い評価をうけているのであります。その実績を申し上げますと、1975年には産業廃棄物のうち廃油は約1,000千トンあり、このうち167千トンは可燃性であります。計画によりますと、1980年には再利用率59.3%と見込んでおりましたが、すでに、1975年には53.1%の実績をあげております。

第2点は、石油化学製品からの脱却であります。

石油化学製品の利便性は、今日の生活において極めて支配的であります。一方では＝プラスチック公害にみられるように、環境への悪影響も深刻なものがあり、これら反生態学的な化学物質の消費の抑制と天然物質への転換がありますが、これも一つの省エネルギー対策であろうかと存じます。

本県においても、その一つの事例として、漁村地域において地域ぐるみで合成洗剤を全面使用禁止とし、天然洗剤への切り替え運動がすすめられております。

その二は、農村における有機農業への指向の増大であります。畜産による大量のふん尿処理と化学肥料依存による農地の地力低下を同時に解決する方法等として堆肥農業への期待が高まっております。県としては、1974年から「土づくり運動」を提唱し、全県下的な拡大をはかっており、これも省エネルギー対策の一環として考えております。

第3点は、広く県民を対象とした省エネルギー運動の積極的な展開であります。

個々の省エネルギーの努力の効果は小さくとも、それが累積すれば非常に大きいものとなるのです。例えば、県庁舎における節電の状況を申し上げますと、1972年には年間2,350KWhの電力消費量を、石油危機以降冷暖房時間の短縮、換気の中止、エレベーター運転削減（40%）、点灯の制限などを強力にすすめた結果、1976年には、1972年にくらべ約45%を節減することができました。この比率で県域に拡張できれば、大きな省エネルギー運動の成果となるものなのであり、可能なことでもあります。

このようなことから、本県としては、県の機構の中に「省資源、省エネルギー」を担当する「消費生活課」を設置し、県民の省エネルギー運動の拡大・発展への助成指導をすすめており、とくに「省資源国民運動三重県推進会議」を設け、「物を大切に作る運動」、「不用品の交換会」、「耐久消費財の修繕の円滑化」、「家庭廃棄物の分別排出の励行」、「過大包装などの自粛」、「ソーラーハウスを目標とする家庭用断熱材の使用」等の対策を逐次、県民の参加によりすすめてまいっております。

第4点として鉄軌道を中心とした交通体系の整備を考えております。

申すまでもなく、現代は自動車時代であります。自動車は鉄軌道の約6倍の輸送エネルギーを要し、かつ事故等の対策に多額の社会的費用を必要とすることから、自動車輸送の削減に努める考えであります。特に鉄道の所要時間短縮整備をおしすすめることによって、昭和60年度における自動車交通量の10～24%の削減が可能といわれております。例えば本県北部の主要都市間国道約10Km（四日市～鈴鹿）において、自動車交通量は約15%相当約26千台／日の削減が可能とされております。

このことから、本県の交通輸送体系を、1970年自動車9、鉄軌道1の輸送分担を、1985年には自動車8、鉄軌道2の輸送分担が

可能となるよう国をはじめ関係方面の協力をえながらその実現に努力したいと考えております。

以上 4 点の具体的な問題を提示いたしまして私の意見といたす次第でございます。

○愛知県知事 仲 谷 義 明

ただいま日米両国の知事さんから、エネルギー問題の重要性についていろいろお話があり、とくに省エネルギーの問題についていろいろ触れられましたが、私も、感じている数点について省エネルギーの角度からお話してみたいと存じます。

その第一は、自然エネルギーの積極的な活用により、既存エネルギーの節約をはかるということであります。

たとえば、局地的な資源の組み合わせから生じる小規模クリーンエネルギーシステムの開発が必要になると思われれます。特に、住宅及びビル、工場等の冷暖房における太陽熱の利用を積極的に促進することです。

このためには、地方公共団体が関与する施設において、そのための先導的役割が期待されている訳であります。

第二は、さきほどもお話がありましたが、いわゆる車社会への反省であります。

地方ではとかく公共交通網の整備が充分でないため、毎日の通勤に 1 人 1 人がマイカーを使用する形でのエネルギー消費が、今後も増大すると思われれますが、このような意味で車社会への傾向に歯止めをかけることが必要であると考えられます。

このため、地域計画において、公共交通網の整備を積極的に推進することが必要であるとともに、職住近接を図るための諸施策が必要でありましょう。

第三は、省エネルギーという観点から、都市計画、建物の構造、公共施設の配置などを再検討することであります。

たとえば緑地や公園の機能についてであります。これも環境とか、防災という面だけでなく、省エネルギーという視点からの機能評価が必要でありましょう。今日、都市自身のエネルギー消費に基づく熱汚染、いわゆるヒンターアイランド現象に対して、緑にはこれを弱める効果があるということ、そのため熱気の処理に要する冷暖等の余分のエネルギー消費を節約する点を考慮し、都市における緑の確保と配置について十分な配慮をすべきでありましょう。

そして第4に考えられますのは、廃熱エネルギーなど廃棄物の資源化ということであります。

たとえば、年々問題となっております都市のゴミ処理、その焼却から生じる熱を、地域冷暖房の熱源や電源として利用することであります。また、工場や事業所から生ずる廃熱を周辺住民のための民生用エネルギーとして再利用することなども、地域として大きな効果と意義を持つものと思われる訳です。

その具体例としまして、愛知県の東部にあります豊橋市において、大規模な廃棄物処理施設の建設に現在着手しておりますが、これなどは、都市と農村を結びつけるトータルエネルギーシステムの考え方が地域計画の中にとり入れられているものであります。

第5には、地域における産業、特に数多い中小企業においても、産業用エネルギーの効率的な使用のための技術開発、設備改善のための指導を強化することであります。そしてさらに、必要な資金援助を実施することも検討に値すると考えております。

第6として、日常生活における電灯、暖房器具、TV、等の使用の面でのムダを省く努力を積み重ねることであり、これは貴国における実験例でも明らかなように、小・中・高校におけるPRと教育が非常

に大きな効果をあげることに留意する必要があると思います。

以上、重複したような話もありますが、私は、エネルギー節約という問題は人類のこれからの崇高なひとつの使命であり、とくに高度に発達した文明の利益を享受している国においてはぜひともなさねばならぬ重要な使命である、と考えます。

簡単ではありますが、以上のように感じておりますので、ご検討をお願い申しあげたいと存じます。

○ミシガン州知事 ウイリアム・G・ミリケン

私はエネルギー危機の問題を処理する州政府の組織を構成する問題について、簡単にお話ししたいと思います。

日本に出発する数日前に私は、カーター大統領が「われわれの生涯で、わが国が直面するであろう最大の挑戦」と述べたものに立ち向かってミシガン州が、その役割を果し得るように、州のエネルギー局の設立を提案いたしました。それは、エネルギーに関する州政府の権限と責任を統合して単一の正式の局をつくることになりましょう。

この挑戦に応ずるため私は、この局に対して次の第1年度の目標を提示いたしました。

1. 現行の短期エネルギー保全計画を、1978年1月までに改訂すること。
2. この新設の局をして、発電所の用地選定に関する法律の制定を、1978年1月までに勧告させること。
3. 州のエネルギー戦略を、1978年3月までに策定すること。
4. 研究・開発と消費者教育計画を、1978年7月までに策定すること。
5. 最善な完全利用と配分の計画を立てるため、州のエネルギー資源の在庫目録を完成し、州が所有するすべての建造物、乗物、ミシガ

ン州内で使用する各種装置に対して、1978年8月までに燃料の効率的使用の基準を全面的に洗い直す。

6. 州の建築法規とその他エネルギー関係法を、1978年9月までに改正すること。

7. ミシガン州自体の燃料資源の開発を奨励する計画を、1978年12月までに確立すること。

われわれの主要な全体的目標の1つは、エネルギーに関する連邦と州の協力的で互いに自給的な活動の具体的基盤を作りあげることです。

議長、ありがとうございました。

○北海道知事 堂垣内 尚 弘

さきほど来、非常に貴重なご意見を承り、大変勉強になりました。エネルギー消費の効率化と省エネルギーの必要性について皆様方が述べられ、さらに各州の知事さん方、あるいは日本の県知事の方からもそれぞれの州の特徴について、またそれぞれが連絡し合って有効に活用するという方向についても述べられました。

わが北海道は、全国土の22%の面積を持ちながら、島であるためいま、ご承知の青函トンネルを掘っておりますが、エネルギーについては送電連繫ということも計画しております。

さきほど来、地域の特性についていろいろお話がありましたが、カーター大統領閣下も、消費節約と国内資源とくに石炭の増産を打ち出されているのでありまして、わが国の石炭関係者はあげてこれに賛意を表しております。

1973年秋の中東戦争を契機として、我が国におきましても、国産唯一のエネルギー源である石炭について、見直しの気運が高まり、1975年7月に国の諮問機関である石炭鉱業審議会から“新総合エ

エネルギー政策のもとにおける石炭政策について”答申が出されました。

この答申は、当面 10 年間の我が国における資源エネルギーの安定供給の一環として石炭を可能な限り活用していくことを基本理念として、

- (1) 国内炭の生産を維持していくこと。
- (2) 海外炭の開発及び輸入を円滑に行なっていくこと。
- (3) 石炭利用技術の研究を推進すること。

を目的としており、これに基づきまして、1976 年を初年度とする新石炭政策がスタートしたのであります。

この政策においては、年間 2,000 万トン以上の生産規模を維持していくこととしておりますが、石炭埋蔵量において全国の 50%、生産規模において全国の 60%を占める北海道は、将来的にもこれを保持していかなければならないと考えております。

しかしながら、北海道における炭層の状況は、貴国など諸外国に比べると断層や褶曲しゅうきよくが多いこと、一般的に層が薄くかつ急傾斜のものが多いこと、また、近年採炭現場が深部、奥部へと移行していることなど条件が悪く、このような悪い条件の下で、あらゆる技術を駆使して採炭を続けておりますが、私企業体制下にある石炭鉱業各社は、政府の財政援助があるにも拘らず、赤字経営を余儀なくされている現状にあります。

このような現況の中で、国内炭の生産を維持し、長期に亘り、石炭資源を活用していくためには、生産保安技術の開発はもとより、石炭の高度利用技術の研究開発が特に重要な課題であると考えます。石炭は固体燃料であり、石油や天然ガスなどと違って、利用上いくつかの難点がありますが、世界的に見た場合、石炭の埋蔵量は極めて豊富であり、かつ代替エネルギーの出現までに相当の時間を要することを併せ考えますと、石炭を使用する火力発電所の建設をはじめ石炭をガス



化、液化し、エネルギーとして利用することが長期的には必要不可欠であると考えます。

石炭の液化については長崎県において、低カロリーガス化については北海道の夕張市において、石炭試験研究が行なわれており、また、本年 3 月には、北海道大学の工学部に全国でも最大規模の石炭資源実験施設が完成し、液化、ガス化の基礎研究を進めるなど、技術者の育成に力を入れておりますが、政府においては、本年度から石炭の高カロリーのガス化技術開発のため、日産 7,000 立方メートルのニイロットニラントを中心とする“石炭ガス化センター”を建設することとしております。

しかし、このような石炭の高度利用技術の研究開発につきましても、貴国の積極的なご指導に俟つべきものも多いと考えられますので、今後両国間の情報交換、さらには技術者交流等について特段のご配慮をお願いしたいと存じます。

ご清聴ありがとうございました。

## イ 地方債（地方公共団体の金融について）

### （ア） 日本知事代表報告

熊本県知事 沢 田 一 精

私は熊本県知事沢田一精でございます。本日、第 15 回日米知事会議において、日本側からの提案議題であります「地方債（地方公共団体の金融）」についてご報告申し上げ、尊敬する米国州知事各位と意見を交換する機会を与えられましたことは誠に光栄と存じます。

#### 1. 地方債の増加の状況

昭和 40 年代後半に入ってわが国の経済運営がそれまでの高度成長から安定成長へと転換が進むに伴い、地方財政にもさまざまな変化が生じてきました。その一つは、地方税収入の伸びの鈍化と義務的経費の増加によります財政の硬直化であり、他は地方債への依存度の上昇であります。高度成長期には税の自然増収も大きく、地方交付税も国税の伸びに支えられて順調に増加してきましたので、各地方公共団体とも積極的な政策を展開することが財政的にもある程度可能でありました。そして福祉増進の社会的要請のもとに各種公共施設の整備や社会福祉の充実が図られつつ財政規模は拡大してきました。しかし、低成長経済に転換してから税収の伸びが鈍化し、一方、福祉関連経費や義務的経費は縮少が困難でかえって伸長の方向にあるため、収支の均衡を保つことがむずかしくなり、結果的には地方債への依

存を高めるに至りました。50年度になりましてからは、景気の停滞によって国税、地方税ともに大幅な落ち込みとなり、地方財政は年度途中において地方税、地方交付税を合わせて2兆円を超える巨額の財源不足を生ずるに至り、それを補てんするために地方債の大量発行等の措置がとられました。また、51、52年度においてもそれぞれ2兆円を超す財源不足が見込まれ、再び地方債の増発等による地方債依存の財政運営を余儀なくされるという現状です。

## 2 地方債制度の概要

### (1) 地方債の概念

わが国では、返済が1会計年度をこえる地方団体の債務を地方債といい、同一会計年度内に返済されてしまうものは一時借入金といって、両者を区別しております。地方公共団体は住民の福祉を増進するため、教育、土木、産業振興、社会福祉等各種の事業を行っています。これらの経費は通常、地方税、地方交付税等の一般財源や国庫支出金、分担金、負担金等の特定財源など、その年度内に調達される収入でまかなわれるのが原則であります。建設事業を実施する場合や公営企業などの収益的な事業に投資する場合のように、その経費を後年度の住民にも負担させあるいは将来の収益によって支払うことが適当である場合には、後年度に負担を残す借金を財源とし

て事業を実施することができます。

(2) 発行対象事業

どのような経費に対して地方債を発行できるかと申しますと、現行の地方財政法では、

- (a) 上水道事業、下水道事業、交通事業等の公営企業に要する経費の財源とする場合
  - (b) 出資金及び貸付金の財源とする場合
  - (c) 災害復旧事業の財源とする場合
  - (d) 学校、保育所、道路等の建設事業費の財源とする場合
- などに限定されております。

(3) 発行手続

地方債は将来に債務を残すものでありますので、起債にあたっては将来の財政運営に及ぼす影響を考慮し、慎重な配慮が必要であります。そこで現行法では、地方公共団体が地方債を起こす場合には、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について予算でこれを定めなければなりません。さらに都道府県、指定都市及び特別区にあつては自治大臣の、その他の市町村にあつては都道府県知事の許可が必要であります。

### 3. 地方債の種類

地方債の種類としましてはその対象事業、発行形態、引受資金等によって種々に分類することができます。

#### (1) 所属会計による区分

普通会計債と公営企業会計債という区分でありまして、普通会計債は普通会計の各種事業にあてられる地方債で、その元利償還は主として地方税、地方交付税等の一般財源に求められます。公営企業会計債は公営企業等の資金を調達するため発行されるもので、その元利償還は主として当該企業の収入から支払われます。

#### (2) 発行形態による区分

地方債は発行の形態により証書借入れによるものと証券発行によるものとに区分されます。証書借入は地方公共団体が貸付者に借用証書を提出して資金の貸付けを受けるものであり、現在政府資金及び公営企業金融公庫からの借入れはこの方法であります。証券発行は地方公共団体が地方債証券を発行し、それを金融機関等が引き受けることによって資金を調達する方法でありまして、公募によるものと公募によらない非公募のものがあります。

#### (3) 引受資金による区分

地方債はその引受先の資金別に政府資金、公営企業金融公庫資金、市場公募債資金、銀行等縁故資金などに区分されます。

政府資金の原資は主として郵便貯金や厚生年金、簡易生命保険などの積立金であり、地方公共団体にとって最も有利な条件の資金となっています。

公営企業金融公庫は政府から出資を受け、公営企業債券を発行し、これによって調達した資金及び貸付金回収金等を原資として貸付けを行っており、主に公営企業を貸付対象としています。

市場公募債は起債市場において公募するもので、現在 22 団体が発行しております。

銀行等縁故資金は地元の地方銀行、都市銀行等の金融機関からの融資によるものです。

#### 4. 地方債計画の策定と資金対策

##### (1) 地方債計画の策定

実際に起債するに際し重要な意義をもつものに政府において策定する地方債計画というものがあります。わが国では地方公共団体のみの判断によって起債することはできず、さきほど申し上げましたように監督官庁の許可が必要となっています。地方債計画は地方債許可の運用の基準となるものであり、地方債を許可する場合は通常この計画に基づいて行われています。地方債計画の内容は、会計別若しくは事業の性格により一般会計債、準公営企業債、公営企業債、特別地方債の

四つの項目に区分されており、これをさらにそれぞれの項目ごとに事業別に区分しています。地方債の発行は財源の調達を目的とするものであり、その裏付けのない地方債計画であってはその意義が乏しいものとなってしまいます。この点地方債計画は地方債の原資を事業別に予定し、計画上の地方債を許可する場合はその資金供給別の内訳をも指定しています。昭和 52 年度の地方債計画の総額は 5 兆 562 億円で、これを資金別の構成比についてみますと政府資金が 36.6%、公営企業金融公庫資金が 13.5%、市場公募が 8.9%、縁故資金が 41.0% となっており、縁故資金の割合が多くなっています。

## (2) 資金対策

地方債は後年度において元利償還という形で住民の負担となりますので、その資金はなるべく条件の良い資金であることが望ましく、その意味では政府資金をできるだけ多くすることが必要です。また政府資金が全国各地域から集められた国民の零細な資金の蓄積である点から考えましても、住民とのつながりの強い地方公共団体の事業のために利用し、資金を拠出した国民の福祉向上を図ることが最もこの資金の性質に適合した運用方法であると思います。このような意味から、昭和 49 年度までの政府資金割合は地方債計画の 60% 前後を維持していましたが、昨年度が 29.6%、本年度が 36.6% と

いう極めて低いものとなり、その結果民間資金特に銀行等縁故資金が大幅に増加しています。

## 5. 地方債の増大と消化の問題

地方債の増加傾向を年度別にみますと、49年度まではおおむね比較的ゆるやかな伸びを示してきましたが、50年度におきましてはさきほど申し上げましたように年度途中において巨額の財源不足が生じ、これを補てんするための地方債が追加されたことにより大幅な伸びを示しました。50年度の補正後の地方債計画額は4兆2,000億円となり、49年度の2倍近い額となっています。また、51年度、52年度におきましても財源不足が見込まれ、5兆円前後の額となっています。

このような最近における地方債の動向を資金面でみますと、49年度においては61.1%を占めていた政府資金は52年度は36.6%と大幅に減少しているのに対しまして、縁故資金は25.9%から41.0%へと増加しています。このような縁故資金の急激な増加による縁故債の増額が現在の地方債に関する最大の問題点であり、その消化のための対策が極めて重要になっています。

縁故債は本来特定の金融機関との縁故関係に基づいて発行されるものであり、各地域と関係の深い地方銀行等による消化が通常でありまして、従来は比較的有利な条件の下に円滑な消化が



行われていました。しかし最近の地方債の発行量の増大等により、地方銀行等の地方公共団体に対する資金供給量は増大し、その結果借入条件の悪化、消化引き受けまでの折衝の難航、遅延といった問題が各所に発生しています。

## 6. 地方債の消化対策

### (1) 地方団体金融公庫の創立

このように、地方債特に縁故債の消化についてさまざまな問題が生じています。これに対する方策としては、政府資金について従来どおり地方債資金全体の60%以上を確保しなければなりません。ところが、実際に地方債資金に占める割合は年々低下しています。特に50年以降は継続的に国・地方を通ずる財源不足に関連して多額の国債引受けや地方交付税特別会計への貸し出しなどに政府資金があてられ、その資金状況は極めて厳しいものとなっているので、地方債資金としても政府資金に多く期待することは困難であります。そのためどうしても縁故債等の比率が増大しますが、発行量の増加に伴い完全な消化が困難な事態も考えられます。また、必要とする地方債資金を確保するため相当高い金利をやむを得ず負担しなくてはならなくなり、その影響が他の地方公共団体に波及して地方債全体の金利水準を押し上げていくこととなります。このように、個々具体的に地方債の消化が困難な場合に代替する資金を供

給できるような資金調達機関が必要であります。そこで最近の地方債の増加は普通会計債が中心でありますので、地方債の引受機関として地方団体金融公庫といったものを設立し、普通会計債にも広く融資することができるようにすることが必要であり、私ども知事会が強く主張しているところであります。しかしこの公庫設置の構想は、遺憾ながら昭和 52 年度は実現に至らず今後の検討にゆだねられておりますが、私どもは是非とも早期実現を期待しているところであります。

(2) 地方債証券の市場流通性の拡大と日銀担保適格化の問題

地方債のうち実際に市場で売買されている債券は市場公募債と縁故債の一部でありまして、特に縁故債の売買が多くなっています。昭和 50 年度の縁故債の売買高は公社債総売買高の 22.1% を占めており、49 年度に比べて約 3 倍の増加となっています。このように縁故債の売買高が急増した理由は、縁故債の発行量が 50 年度以降急増してきた結果、その主たる引受け先である都市銀行及び地方銀行が資金ポジションの改善のため大量の縁故債を売却したためであります。このことは縁故債が流通性にすぐれているということではありません。すなわち、国債や市場公募債は金融機関が日本銀行から貸付けを受ける場合の適格担保となりますが、現在縁故債は対象債券となっておりません。このようなことでは地方公共団体及び金融機関にとってもそれぞれ不都合でありますので、縁

故債の流動化の実態を考慮し、円滑な消化が行えるようすみやかに改善されなければならないと思います。

以上わが国の地方債について申し上げましたが、今後の低成長経済下において地方税や地方交付税の大幅な増収を期待することができない財政環境の中であり、地方財政の健全な運営を確保しながら立ち遅れた生活関連施設の整備を進めるには、公共投資の財源として地方債を積極的に有効活用せざるを得ないというのがわが国の地方公共団体の置かれている現状であります。しかし、50、51年度のように財源不足対策として地方債を増発するという方法は極めて異常な姿であり、望ましいものではありません。また、後年度の公債費の累増は財政の硬直化につながり、地方財政を大きく圧迫する結果になりかねません。したがって地方税、地方交付税を含めた地方財源について抜本的な改革を断行し、地方財政需要に対応した財源配分を検討しなければならない時期に来ていると存じます。

ご清聴ありがとうございました。

(イ) 米国知事代表報告

サウスダコタ州知事 リチャード・F・クナイニ

私、ちょっとばかり議題から外れることをお許しいただいて申し述べたいことがあります。いまここに30人以上の日本側知事が出席しておられ、私どもがここを出たあと皆様の大多数とは再びお目にかかれないだろうと思いますので、私はひとりの知事として、この日本で私が見た「あるもの」を非常に高く評価していることについて簡単に申し上げたいと思います。私にとっては今回が初めての訪日ではありますが、この「あるもの」はあなた方が大きな誇りとされるに足るものであります。私は多くの事物を見ておりますが、たいいていの特質や価値にまさる尊いものとして、日本の人びとおよびあなたがたご自身の中にみられる良い態度ともいうべきものを見出します。そしてこれは、あなたがたが非常な誇りとされるべきものであります。そしてそれは、その他の多くの長所—清潔、効率、その他もろもろの美質—を伴っております。しかし私はただ、ご出席の皆様の大多数には再びお目にかかれたいと思いますので、その点を私が高く評価しているということを申し上げたいのであります。私はその点について感謝申し上げ、また同時に、私が出席することができ参加することができたこの会議を組織して下さった皆様に感謝申し上げます。

急いで申しのべたいのは、公債発行とか公債市場の状況などの問題を検討するにあたって、私はおそらく、ここにご出席の各位とくравても、この課題を与えられるにふさわしい人間ではなかったということです。というのは、私は非常に小規模な農村州からやってきているだけでなく、アメリカ全国を通じてもきわめて保守的性格の強い地域からやってきているのです。手短かに申し上げて、私の州では法律によりみとめられている内容

が州と地方自治体とで異っており、その差異がするどく区別されています。

サウスダコタ州では、州の憲法によって、州政府は借金についてほとんど何の融通性も与えられていません。実際、憲法の文言では、州政府は一般的な公債発行にのり出すことができません。私どもは道徳的な公債発行（私の見るところでは、これは一般的な公債発行と全く同じことです。）を通じて、間接的に同じことをいたします。それでももしアメリカのウォール・ストリートの金融市場に接近するとすれば、サウスダコタ州の州としての状態はまさに AAA の評点が与えられることとなりましょう。わが州の地方自治体についても同じことが言えます。しかし私の州では、他の州でも同様だと思いますが、地方自治体は、州政府が法律によって地方自治体にみとめている以上のことはしません。私の州は、いかなる種類の起債についてもきわめて厳格であります。おそらく私は債券市場にまつわる諸問題についての直接の経験を持っておりません。今年、ほんの 2 か月前になって、私の州の議会は、私の承認を経て、いくつかの橋の建設のための起債を行うことに同意しました。これらの橋の建設問題は私たちが幾年も論議してきた問題であります。私たちはごく最近、私たちの州の地方開発公社（複数）がさまざまな規模の産業を自分たちの地域に誘致するためのカネを調達することができるように起債を許可しました。私たちは公債を償還するための資金を受けとります。しかし私はサウスダコタ州の住民が非常によい態度を取っていることを申し述べたい。つまり、起債についてはあまり気前のよい態度をとるべきでない、ニューヨークがやったようなことをして将来の世代の人たちに迷惑をかけることはしないようにしよう、という態度であります。

本日ここにご出席の知事各位の中でどれだけの方がごぞんじであるかし

りませんが、私には 8 人の息子（娘はいませんが）がおります。それで、こういった将来の世代に債務を負担させるという措置については私もよく考えます。われわれは注意深く計画していると考えたい。もしも注意深く計画するのでなければ、将来の世代に対して、私たちの世代が作り出した負債を償還することよりほかに何も計画することができないようにさせる結果となるおそれがあります。それで私は、本日、保守的と思われるかもしれない考え方を開陳するわけであります。私は自分が多くの点できわめて保守的であると考えますが、さりとしてそのことで弁明するつもりはありません。なぜならこのことはきわめて建設的な対処の仕方であり得るからであります。私たちはこういう問題をとりあつかうにあたっては慎重でなければなりません。

皆様ご承知のとおり、ニューヨーク市とニューヨーク州が財政的危機におちいったとき、その危機の影響はわが国の国民全部に及んだのであります。一番の問題は、ニューヨーク市民が高い利息を負担せねばならないこととか、あるいは前世代の人々がひきおこした借金を償還する方途を探求することなどではありません。市場の状況の影響はわが国の全国民に及んでおり、私がその状況を見たとき私の胸を強く打った第一の問題はそのことであります。

ヒュー・ケーレー氏がニューヨーク州の新しい知事として選出されて間もないころ、私と 7 人の他の州知事はシカゴ市で彼と会ってニューヨーク州およびニューヨーク市の財政問題について話し合いました。もし私が、同じ問題で苦しまなくてすむ農村州の知事であることの誇りと喜びを感じたとすれば、それはまさにその日であったのです。なぜなら、私たちは今までそれほど大きな問題に直面したこともないし、現在もおかげさまで直

面していないからであります。

もし、みなさまのお手許にあるジョン・ニーターセンの報告（皆様すでにお読みになったかと思いますが）をお読みになれば、私はここでくどくど申し述べるつもりはありませんが、この報告書は事態の傾向について述＝、投資家の変動について述＝、免税利子率の変動について述＝、またニューヨークにおける諸問題についてきわめて詳細に述べております。私はこの報告が、それらの問題をひきおこした原因を十分に分析しつくしたとは思いません。つまり教育や社会福祉、交通問題等についてニューヨーク州がきわめて気前よくカネを支出しているという歴史的事実について十分に分析していないと思います。これは疑問の余地がありません。われわれは起債を計画するにあたってはきわめて慎重でなければなりません。これについて私はひとつの結論を持っています。前述したように私はこの題目についてよく知っているふりをするつもりはありません。しかし地方自治体と州とを素早く区別しなければならないことを申し上＝たい。私はすべての人びと、とりわけ州のレベルの責任者に対して警告いたしたい。とくに州は、その全区域をある特殊の問題に引き込むようなことをしないよう気を付けなければなりません。また州は、＝内の自治体が起債を行うのをみとめる法律を適用するにあたっては慎重でなければなりません。

しかし公債市場に頼る場合—これは、われわれすべてきわめて慎重でなければなりません—もしわれわれが借金にたよるにあたってどんな手段をとろうと、またどんな道をたどろうと、ディスクロージャー（発表）についての法規の適用にあたってきわめて厳格な態度をとるなら＝、そしてニューヨークがおちいったような諸困難におちこむのをみずからに許さない姿勢をディスクロージャー（発表）についてくずさないならば、わ

れわれはアメリカ合衆国の今日の多くの問題を救済することができると思います。そのことは会計上の手続きやその他もろもろの事柄に関係してきます。

もうひとつ、日本では中央政府、私の国の場合は州政府と並んで連邦政府が留意

しなければならぬことは、何らかの形で経済の安定をはかるということであります。

私などが考えるところでは、政府は、これまでわれわれの経験した景気後退あるいはインフレについて責任があります。われわれはみな、現代世界の指導者として、国民経済の安定を維持することにもっと意を用いるべきです。もしわれわれがそのことを行うとすれば、われわれはマーケティングのロセスの安定をはかっていることになります。

つまり私はそのことを、保守的な立場で考えるわけであります。時々思いますことは、私の考え方、思想は保守的なものであるかもしれませんが、ワシントン・D・Cにおいてもう少し多く取り入れてくれるならば、つまり連邦政府がもう少し保守的な政策をとってくれるならば、おそらくサウスダコタ州においてももっと問題が少なくなるだろうということです。われわれは皆、この市場の状態について注意を怠らないようにせねばなりません。

私はここに座って前の報告者のご発言をうかがいながら、(このあともご報告があると思いますが)感じますことは、日本とアメリカとでは、しばしばわれわれが思い込んでいるほどの大きな状況の相違はないということであります。ある市場の状態を生じさせる影響力には相違があるとしても、その相違はそれほど大きいものではありません。もしわれわれ各自が政府の責任—とくに経済安定、そして安定に資し得るすべての事柄—について注意深くあるならば、われわれはより安定した経済を享受し得



るでありましょう。そしてわれわれはより安定した市場の状況を享受することができ、社会福祉、教育、交通、その他いっさいについて住民にサービスするためのカネを調達することもできるでありましょう。われわれは選挙でえられた公職者としてひとつの大きな責任を持っています。それは住民のために最善のサービスをするということです。本日この会議のテーブルに座っておられる皆様を見渡してみますと、皆様がそのことを達成するだけの知性と熱意を持っておられることをひしひしと感じます。どうもありがとうございました。

(ウ) 両国知事意見発表

○岡山県知事 長 野 士 郎

私は岡山県知事の長野士郎でございます。

さきほど沢田知事から報告のありましたわが国の地方債に関連いたしまして、貴国における地方債制度の運営や資金繰りの実態につきまして、尊敬する米国州知事の御意見を賜りたいと存じます。

まず、貴国における地方債残高の増加に対する償還と安全性についてであります。

最近のわが国経済が、低経済成長へと移行する環境の中にあって、地方公共団体も地方税収入が極度に落ちこみ、地方財政の健全な運営がそこなわれつつあります。

この地方財源不足に対処するため、地方債の増発を行っておりますが、地方債の発行にあたっては、わが国では、法律による制限があると共に、地方公共団体の議会の議決を必要とするなど、発行の抑制が図られております。

しかしながら、先ほど申し上げました様に、地方債増発の結果、地方債年度末現在高は年々増加しており、わが岡山県の実態をみると歳入総額に対する現在高の割合は、1972年では26.8%でありましたが、1977年には42.4%と高くなっております。このような財政構造は、後年度の地方財政を大きく圧迫する要因となるため、大変憂慮しております。

合衆国におかれましても、地方債に対し、発行規制の制度が種々あるようではありますが、中には地方債の現在高が、歳入総額以上になっている地方団体もあると聞いております。このような場合に、この償還と安全性についてどのように対処しておられるのか、お伺いします。

次に、合衆国の地方団体における資金繰りについてであります。

わが国の地方公共団体における財政需要は、住民福祉向上のための社会資本の充実整備など、公共投資を中心に益々増大しており、この投資に必要な財源の内、地方公共団体の負担額の大半が、地方債によってまかなわれております。当該年度の計画事業は早期に完成を図る必要がありますが、これに伴う資金は、事業の進捗と共に多額を要するのでありますが、一方、地方債は政府の許可制度との関連もあり、その大部分を当該年度末に発行し、資金調達を行っており、また、地方税収入の伸びの低下ともからみ、資金繰りが財政運営上の大きな問題になっております。

このため、わが国では、地方銀行から地方債の前借りとか一時借入金で対処しておりますが、最近の金融情勢により、その借入れに困難をきわめております。

合衆国の州や地方団体におかれましては、年度途中で資金不足を生じた場合の資金繰りに、どのような方策がたてられているのでしょうか。また、地方債の発行によって、必要の時に直ちに資金調達ができるのでしょうか。

さらに、財政力の弱い地方団体では発行コストを高くしなければ発行が困難ではないかと思いますが、それは反面、住民の同意が得られない結果を招き、発行が不可能になるとか、或いは、発行時期が遅れるなどにより、資金調達が非常に困難なのではないかと思いますが、こうした実態とその運営をお伺いできれば幸いです。

以上で私の発言を終わります。

どうも御清聴ありがとうございました。

○秋田県知事 小 畑 勇二郎

私は、秋田県知事の小畑でございます。さきほど沢田知事より報告のありましたわが国の地方債に関連し、貴国における地方債制度の運営の実態について、尊敬する米国州の知事の御意見を賜りたいと存じます。

第1は、歳入全体に占める地方債の比率についてであります。

最近わが国では、地方税、地方交付税等の伸びの鈍化に対応して、地方債への依存度が增大する傾向にあります。わが秋田県においても、1977年度の予算においては歳入総額の10%を地方債に依存しております。

貴国においてはこの比率はどのようになっておりますか。また健全な節度ある財政運営を行っていく上で、この比率の上限をどのように押さえておられますかお伺いします。

第2は、地方債を充当することのできる経費の範囲についてであります。

最近わが国では地方財源の不足を補うために大幅な地方債の増発が行われております。このことについては、住民が長期にわたって便益を受けるような施設の建設については世代間の公平を保つために地方債を積極的に活用すべきものと考えますが、經常経費を地方債で調達することは臨時的

な極めて限られた場合に限定する必要があると考えます。貴国におかれては、地方債の対象とする経費についてどのような規制を設けておられるかお伺いします。

以上二つの点をお伺いして私の発言を終わります。

○ハワイ州知事 ジョージ・R・アリヨシ

最初に申し上げたいことは、どうして皆さん方が財政問題に巻き込まれるようになるか、また、どのようにして皆さん方の特定の県のニーズに応ずるため歳入を確保するかについて、お答えする考えはないということです。日本の府県の財政運営、国の財政運営、そして経済運営のありかたは、アメリカのそれとは非常に異っていると考えます。この故に私は、十分な専門家ではありません。私は、皆さんの財政問題について何らかのコメントをなし得るほど、皆様の状況について十分承知しておりません。

私どもの州において経験したことの一部をお話したいと存じます。私どもは、非常に若い憲法をもっています。私たちの憲法は、1950年に始めて採択されましたが、それはハワイが州となった1959年に施行されました。私どもはまた、改正された憲法をもっています。私どもは1968年に憲法制定会議を開催いたしました。その折大会に集合した代表によって公債関係と財政運用が定められました。

われわれの憲法は、州内の恒久的施設の整備のための支出を認めるため、票決が行われる際に、支出に対する限度は、過去3年間の平均一般歳入の3.5倍であることを規定しております。過去3か年のわが州の平均一般歳入は、おおむね年間6億5,000万ドルでありました。議会が票決する際に認可される金額は、それ故、おおむね22億ドルであります。議会が認

可した事業の約半分は資金の裏付がありません。そこでわれわれは、これら事業の実施を可能にするため公債市場に参ります。知事は、 $\equiv$ く大な自由裁量権を与えられています。その上、議会が承認したすべての事業、すべてのプロジェクトに資金を供給するよう莫大な圧力が知事に加えられます。

昨年私どもは、われわれの建設事業のため、約 2 億ドル使いました。なぜならわれわれは、経済が落ち込んだ時に州政府がのり出して、州の経済活動の活発化をもたらす施設を投入し、住民により多くの勤め口を提供することが、重要であると考えたからです。

もう一つわれわれのもつ制限は、これも憲法上のものですが、恒久的資産整備の事業を認可するためには、上下両院議員の 3 分の 2 の賛成がなければならぬということです。これらがわれわれが有している 2 種類の制限であります。

私は、クナイ  $\equiv$  知事が言われたことと、ここで発表された関心事の若干について、少しばかりお話ししたいと存じます。そして私は、少しばかり違った視点を取り、われわれの体験についてお話ししたいと存じます。私は、州行政の経常的な運営となりますと、財政保守主義者であると思っております。われわれが有する税収入は、活用しなければなりません。ある人が尋ねました。不足額を生じてそれだけの歳入が入らない時どうしますか？と。経常的な開発事業になりますと、われわれの州で行うことは、その事業を縮小すること、すなわち支出を削減することです。私は、たとえば給料支払いを行うため、借金することは正しいやり方ではないと思います。金を借りたのちその金を、給料や紙類やその他行政運営上必要なものに使ってしまったのち、その年度末や翌年、その金を返済しなければならぬ時、引き続いて給料を支払わなくてはならないし、紙類も買い続け、日々

の行政運営のための支出も続けねばなりません。それ故こういう目的のため借金をすることは、財政上賢明であるとは信じません。その場合なさねばならないことは、支出をきり詰めること、私どもの州が過去に行ったように、新規採用しないことでしょう。ある＝ストが空席になった時は、私どもは空席のままにしておきます。私どもは、支出すなわち、われわれが関係している経常的運営支出が増え続けないう、凍結状態に置きます。

他方資本的支出となりますと、私どもは、少し＝かり違ったやり方で運営します。資本的な建設事業には、経常的運営よりは、私は、よりこころよく金を使うことをいといません。

クナイ＝知事は、8人の子供を持っていて、子供に借金を残すことを欲しないと言われました。私は州と県はいずれも大変異っていると思います。私どもの州は若い州です。ハワイは1959年に州となりました。そして私は、私が知事になる前に、あるいは私が未だ成長しないうちに、権力を握っていた人々が、その当時建設されていなかった施設の幾つかでも、機会を捕えて建設しておいてくれたらよかったのにと思うのです。例えば学校の例をとれ＝、学校を建てないというわけにはいかないと思います。大学についても同じです。そしてハワイ州は、大変特異な州なのです。私どもは、すべての学校教育、教員と施設建設の両者について、全面的に責任を有する全米で唯一の州なのです。私どもは、保健事業、つまり住民の健康に、全面的に責任のある全国で唯一の州であります。私どもは、州民に対する社会福祉事業のすべてに全面的に責任のある全米で唯一の州であります。それ故私どもは、非常に異っております。私どもは、これらのサービスを州民に与えねばならないのです。

ハワイがまだ準州であった頃の指導者たちが、大学や学校の施設を建設

しておいてくれたら、われわれが今日、莫大な経費をかけて非常に多くの施設を建設する必要はなかったのであります。

私は、このことはちょうどわれわれ個人と同様、大変重要なことであると考えます。そしてわれわれは時折り政府を眺めて非常に複雑なものと考えますが、実際はそんなに複雑なものではありません。われわれ個人の財政をいかに運営するかということと、何ら相違していないのです。例えばわれわれは、自分の家を買うため使う金は、躊躇いたしません。また、事業の場合、ある施設が重要で、われわれに必要であるものならば、重要建造物に投資する金については、ためらうことはありません。なぜならこれらの施設を建設するなら、それが資産になることを承知しているからです。われわれが蓄積するものは、負債のみではなく、資産を残すことになるのであります。われわれがそれを次の世代に申し送る時までに、もし何らかの事情でその家の抵当を皆済しなければ、その家をわれわれの子供に申し送る時、その家の建設費を例えば2万ドルとすれば、(2万ドルの価値が無いかも知れませんが、3万ドルの価値があるかも知れませんが。)皆さんは、最初のコスト2万ドルの負債を申し送ることはありません。皆さんは抵当のいくらかを支払われたでしょうから、次の世代に申し送るものは、減額された金額と、評価額の上昇であります。

それ故私は、借金について語る時にはわれわれは、何のためにその金を借りるかという見地から考えることが、すこぶる重要であると思います。日常の運営のためにそれをすることは、すこぶる良くないやり方であると私は考えます。なぜならば、どうしても建築されなければならない建築は、それを建築して、その支払いを途中で中止したとしても、次の世代に恩恵を施すことになるであります。

非常に重要なもう一つの点は、借金をする際に、経費 100 万ドルのプロジェクトに対し、利息を支払う時までには、結局 170 万ドルないし 180 万ドルを支払うことになるということです。

しかし考えて下さい。例えばそのプロジェクトが建設されず、10 年後または 15 年後に建設されるとすれば、カネがどれ位かかることになるでしょうか？ハワイでのわれわれの経験が何かのお役にたつとすれば、例えば 10 年前に 100 万ドルで建設されたプロジェクトは、今日では 200 万ドルでも建設されないでしょう。コストは恐らくもっとも高いでしょう。

それ故真にわれわれが為す必要のあることは、金を借りるか借りないかの問題で一線を画することではなく、金を借りる目的が何であるかを考え、建設しようとする施設が真に必要なものであるか、次の世代の住民に必要であり、役立つものであるかどうかを判断することにあります。恐らくこの見地から眺めるならば、われわれが建設を希望しない幾つかの施設のあることを認めるでありましょう。他方、それらの施設を建設することにより、その目的のため金融市場に行き金を借りることにより、多大の恩恵を施すこともあるでしょう。そして私が指摘しましたように、われわれは互いに非常に異っていると思うのです。きっとあなた方も、県と県との間でお互に異っていると思います。アメリカ国内でもわれわれは、州と州とで異っております。

私が先に申しましたように、私どもの州は若い州であり、私どものため沢山の施設を建設してもらえませんでしたので、私どもは目下集中的建設計画に邁進いたしております。

これら僅かな観察を行う機会を与えられましたことを感謝いたします。



## (5) 共同声明

### ア 共同声明の提案

ミシガン州知事 ウィリアム・G・ミリケン

私はここに、共同声明をご提案してこの会議のご審議をいただきたいと存じます。議長のお許しを得ましてただいま共同声明案を読み上げますので、読み終わりましたら、日米両知事各位のご採択をお願い申し上げたいと存じます。

## 共 同 声 明

### (序 文)

日本の府県知事とアメリカの州知事との間の継続的相互訪問は、アメリカ合衆国全国知事会と日本全国知事会との合意に基づき、1962年にはじめられ、過去15年間日本とアメリカで交互に行われてきた。この相互訪問は、われわれ両国国民間の協力友好関係の進展に大いに貢献するものである。

特に知事は、住民並びに国家的関心事である主要問題—農業、教育、社会福祉、土地利用計画、経済開発、運輸、環境、消費者保護、政府間関係等—に深いかかわりをもっている。このような理由のため、知事の相互訪問は、知識と経験の交換を通じて、多大の価値があることを示した。

この共同事業の成果として、日米知事会議の開催、地方行政、

産業、農村・都市開発計画等の調査視察旅行、共通の関心ある諸問題についての調査や資料交換、両国の政府要人との会見等が実現した。このような活動は、地方行政の進展、経済・文化交流の促進、より緊密な人間関係の確立及びわれわれ国民間の理解と善意の育成に貢献した。このような努力は、世界の安定と平和の探究をいちじるしく助長するものである。

本年、アメリカ知事代表団は、日本全国知事会の招請により、  
＝月 16 日に日本を訪問し、19＝年＝月＝日東京で開催された第 15 回日米知事会議に出席した。会議の議題は、アメリカ側提案の「エネルギー保全」と日本側提案の「地＝債」であった。

これら二つの議題はいずれも日米両国及び州・府県にとって緊急の諸問題であった。

アメリカ知事団は、日本政府要人と会見し、また、東京都、神奈川県、京都府、奈良県、三重県及び愛知県を訪問することを特別の名誉とするものである。とくにこの視察旅行は、日本の地方自治行政、工業、農業及び公共事業を視察し、また、よく知る機会を与えるものである。

(本 文)

よって、1977 年 5 月 18 日東京で会議を開催した日米両

国知事は、地方行政とその改善に主たる責任をもつものとして、日米両国知事の交換訪問の重要性を確認し、両国国民間の相互理解の増進のため引き続き努力し、国際間の調和の促進と世界の緊張緩和に尽力し、および交換訪問の継続とこの相互的事業の発展のため共同の努力をつくすことを誓うものであることをここに決議する。

さらにわれわれは、両国間の貿易のある部面に問題が生起するのを認めるけれども、これらの問題は、相互の信頼と協力を通じて解決しうるものであることを認識していることを決議する。

よってわれわれは、われわれ両国が過去4分の1世紀以上享受してきた平和と繁栄の基本的要因である友情のきずなと経済提携を継続させ発展させることが何よりも必要であることを認識し、尊敬と平等と相互扶助の精神をもって、これらの諸問題解決のため最善の努力をつくすことを誓うものである。(以上)

議長、私は、したがいまして、この共同声明が本日ここにご出席の日米両国知事のご賛成をいただきますようここにご提案申しあげます。

共同声明 (英文)

15TH JAPAN - U. S. GOVERNORS' CONFERENCE

May 15, 1977

Tokyo, Japan

JOINT POLICY STATEMENT OF COOPERATIVE  
INTERNATIONAL RELATIONS

Preamble

Continuing visits between Japanese Prefectural Governors and American State Governors were inaugurated in 1962 by agreement between the National Governors' Conference of the United States of America and the National Governors' Association of Japan, and have occurred alternately in Japan and in the United States for fifteen years. Such mutual visits greatly help to expand cooperation and friendship between the peoples of our two countries.

Governors are particularly attuned to the people and to major questions of national concern -- in agriculture, education, social welfare, land use policy, economic development, transportation, the environment, consumer protection, and intergovernmental relations. For these reasons the gubernatorial visits have proven to be of immense value, through mutual exchange of knowledge and experience.

The joint program has led to: formation of the Japan - U. S. Governors' Conference; tours of inspection of local government, industry, and rural and urban development programs; sharing of research and publications on matters of common interest; and meetings with national leaders of both countries. Such activities have contributed to the improvement of local government, furtherance of economic and cultural contacts, the establishment of closer personal relationships, and fostering of understanding and goodwill between our two nations. Such efforts assist measurably in the quest for stability and world peace.

This year a delegation of American Governors came to Japan on May 16 at the invitation of the Japanese National Governors' Association, and has participated in the 15th Japan - U. S. Governors' Conference held in Tokyo on May 18, 1977. The Conference subjects included "State Initiatives in Energy Conservation" submitted by the American side, and "Local Government Finance" submitted by the Japanese side. Both of these topics addressed pressing problems of concern to both countries, their States and Prefectures.

The American Governors consider it a privilege to meet with leading officials of the Japanese National Government and to visit the Prefectures of Metropolitan Tokyo; Kanagawa, Kyoto, Nara, Mie and Aichi. This will provide an opportunity to observe local government administration, industry, agriculture and public service in Japan -- and to become better acquainted through personal contact with the Japanese people.

#### Policy Statement

Be it resolved, by the Governors of Japan and of the United States of America, meeting at Tokyo on May 18, 1977, that we do hereby affirm the great importance of exchange visits between Japanese and American Governors as persons chiefly responsible for local government and its improvement; that we shall continue to strive for the advancement of mutual understanding between the peoples of our two countries; that we shall endeavor to promote international harmony and the easing of world tensions; that we pledge our joint efforts for continued exchange visits and the development of this reciprocal program; and

Be it further resolved that we recognize pressing problems which arise in some aspects of trade between our respective countries, but which can be remedied through mutual confidence and cooperation. We therefore pledge our best efforts to help resolve these problems in a climate of respect, equality and reciprocal assistance, recognizing the paramount need to continue and expand our ties of friendship and economic associations which are key elements of the peace and prosperity which have been enjoyed by our respective countries for more than a quarter of a century.

## イ、共同声明案に対する意見発表

全国知事会副会長 徳島県知事

武市 恭信

私は徳島県知事武市恭信でございます。

ただ今、アメリカ知事団より提案された共同声明案に対し、日本側出席知事を代表いたしまして、意見を述べさせていただきます。

まず、本日の第15回日米知事会議に出席いたしております日本側知事全員は、ただ今提案されました共同声明案に対し、全幅の賛意を表するものであります。

仰せの通り、日米知事会議及び両国の州と都道府県の行政と産業の視察は、日米両国の地方行財政の運営に資するところ多大なものがありましたのみならず、両国国民の理解と親善の増進に重要な役割を果たして参ったと存じます。

特に、今回の会議で討議されました諸事項は、今後のわが国の都道府県の行政施策の増進のうえに大きく寄与するものと信じます。また訪米の際直接この目で確かめ得た貴国の行政組織、教育施設、福祉施設、医療施設、環境整備等から私どもは多くのものを学ぶことができ、効果は大であったと信じます。

また、日米両国の友好親善の面におきましても、アメリカの各州民と、日本の各都道府県民との親善と協調は、いよいよ緊密の

度を加えております。かかる状況から、今後とも、日米両国は互いに協力し、全世界の発展と福祉の増進に寄与しなければならないと存じます。

よって、ご提案に賛成し、日米両国の発展を心から願う次第であります。

ありがとうございました。



(6) 日本知事代表の閉会あいさつ

全国知事会副会長 石川県知事

中 西 陽 一

閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

第15回日米知事会議は、これをもって無事終了いたしました。

皆さま、長時間にわたり、たいへんお疲れのことと存じます。

ご出席の知事各位におかれましては、終始熱心に討議を続けられ、問題点の解明にご尽力いただきましたことに対し、日本知事を代表し、厚く御礼を申し上げます。

本日討議されました二つの議題は、いずれも、日米両国にとり、切実かつ最も関心の深い問題であります。これにつき、両国の知事各位より貴重な報告と隔意ない意見の交換が行われたのであります。このことは、今後この分野における地方自治行政の推進に大いに役立つことはもちろん、日米間の相互理解と友好親善のためにも極めて有意義であったことと確信いたします。

この会議がかくの如く予期以上の成果を挙げ得ましたことは、ひとえにご出席の両国知事はじめ関係各位のなみなみならぬご努力とご協力の賜と存じ、心から謝意を表する次第であります。

次回は、日本側の知事一行が、米国を訪問することになるかと存じますが、皆様方と再びお会いできる日を、今より期待いたしております。

最後に、日米知事会議の一層の発展と、ご出席の皆様のご多幸とご健康をお祈りして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

## (7) 米国知事代表の閉会あいさつ

ハワイ州知事 ジョージ・R・アリヨン

アメリカから日本を訪問した知事団を代表して私は、皆様方の温かい歓迎と友情に対し、私どもの心からのお礼を申し上げたいと存じます。

もし、ある人が今日の議事録を見て、われわれが何かを達成したかと尋ねるなら、またわれわれは、何らかの協定に達したかという立場から、みなさんが厳密に議事録を考察されるならば、人は多少失望を感じずるかも知れません。しかしながら、私はこのような会議の目的は、われわれにとって何らかの結論に達することではなく、幾つかのアイデアを交換することであり、それぞれの州と県で、私どもと共に働く人々のために基礎を築くことであり、将来一層明確な有意義な方向へ集合する機会の端緒を開くためであると申し上げたいのであります。このような会議を通じて確立された接触を通じて私は、アポダカ知事、ミリケン知事、クナイ＝知事のような方々が、自ら親しく、またはそれぞれの知事のスタッフが知事会会員の方々を訪問して、私ども相互に利益となるプロジェクトについて、共に働くことができると確信いたすものであります。このような見地から私は、今回のような会議はすこぶ重要であると考えるのであります。

しかし私は、今回のような会議には、さらに一層重要な役割があると思います。私どもが当地を離れるとき、私どもは、アメリカ人として皆様とお別れいたします。そして皆様は、日本人として私たちとお別れすることになると思います。国益（ナショナル・インテレスト）というものがあり、日本には日本の国益があります。そしてこれは、引き続き存続すると思われます。また、アメリカの国益も引続いて存続するであります。

それぞれの国の知事である私どもは、国の政策をコントロールすることは

ありません。そして両国の国の政策は必ずしも一致しない場合があるかも知れませんが、このように私どもが一堂に会し得たという事実、およびお互いによりよく理解し合えるということは、ある程度国の政策に影響を及ぼすことを可能ならしめるものであり、結果としてわれわれ両国の利害関係をより緊密な方向に近づけ得るでありましょう。しかしわれわれは、国の政策を変え得ないまでも、少なくともわれわれは、意見の相違から生じる問題を最少限度に食い止め得ると存じます。そして私は、極めて重要なことは、この席についておられる方々の心と感情をひとつに結び合わせることであり、このことが真に温かい感情をもつ友人としてお別れすることを可能にし、そしてこのことは、時に2国間に意見の相違がありましようとも、われわれお互いのお互いの結びつきと、同情の念と温い友情とを感得することができ、このことが今後引続いて日米両国の協力関係を持続させ、友人として存続せしめると存ずるのであります。このことがここで会議を開催した最も重要な役割であると存じます。そして、このことを可能にさせたすべての方々に、衷心より感謝いたします。私はかくも多数お集りいただいた日本の知事各位に、お会い出来ましたことを心から喜びといたします。皆様方は、この席にご臨席になり、これらの討議にご参加下さいまして、深く敬意を表します。ご一同の皆様は心から厚くお礼申しあげます。

さて、私どもの州ハワイで、非常になじみ深く、愛情に富み、一番気に入っている言葉アロハ（Aloha、愛）と皆様方に申し述べさせていただきます。



〔付録〕

アメリカ知事団名簿

アイオワ州知事 (団 長) Governor Robert D. Ray, Iowa Leader of the Delegation	ロバート・D・レイ	(夫人 =リー) (wife, Billie) (令嬢 ルアン ) (daughter, ) LuAnn
サウスダコタ州知事 Governor Ricnard F. Kneip, South Dakota	リチャード・F・クナイブ	(夫人 ナンシイ) (wife, Nancy) (令息 ケント) (son, Kent)
ミシガン州知事 Governor William G. Milliken, Michigan	ウィリアム・G・ミリケン	(夫人 ヘレン) (wife, Helen)
ハワイ州知事 Governor George R. Ariyoshi, Hawaii	ジョージ・リョーイチ・アリヨシ (有吉良一)	(夫人 ジーン [美也]) (wife, Jean) (令嬢 リン [美江]) (daughter, Lynn)
ニューメキシコ州知事 Governor Jerry Apodaca, New Mexico	ジェリー・ア=ダカ	(夫人 クララ ) (wife, Clara )

〔随員〕

アメリカ全国知事会事務局長 Mr. Stephen B. Farber Director, National Governors' Conference	スティーブン・B・ファーバー	(夫人 バーバラ ) (wife, Barbara)
アメリカ国務省特別補佐官 (州知事連絡担当) Mr. Colgate S. Prentice Special Assistant, Liaison with the Governors Department of State	コルゲート・S・=レンティス	(夫人 =メラ ) (Wife, Pamela)

地方視察旅行（5月20日～27日）随行者名簿

アメリカ大使館関係

文化交流部長 ジョン・F・マクドナルド

アメリカ大使館通訳 富永正之

全国知事会関係

渉外部長 安達 勇

渉外部参事 柳田 躬 嗣

総務部参事 石場 雅 美

研究室主事 金子 正 夫

調査第二部主事 興津 信 哉

通 訳 笹本 茂

2. アメリカ知事団滞在日程

[要約]

月 日 (曜)	滞 在 都 府 県	摘 要	宿 泊
昭52年 5月16日(月)	東 京 都	16:30 東京国際空港着 (NWA3 便)	東京 帝国ホテル
5月17日(火)	東 京 都	午前 アメリカ大使館訪問 外務省訪問 昼 内閣総理大臣主催昼食会 午後 都内視察 夜 アメリカ臨時代理大使主催レセプション	東京 帝国ホテル
5月18日(水)	東 京 都	午前 都庁訪問、衆参両院訪問 昼 東京都知事主催昼食会 午後 第15回日米知事会議 夜 全国知事会会長主催晩さん会	東京 帝国ホテル
5月19日(木)	東 京 都	午前 自治省、皇居訪問 昼 日米協会主催昼食会 午後 都内視察 夜 自治大臣主催晩さん会	東京 帝国ホテル
5月20日(金)	東京都・神奈川県	9:50 ホテル発 (バス) 神奈川県へ向う	横浜 プリンスホテル
5月21日(土)	神奈川県・京都府	14:26 小田原発 (こだま) 17:43 京都着	京都ホテル
5月22日(日)	京都府・奈良県	京都府内視察を経て、バスにて17:21 奈良着	奈良ホテル
5月23日(月)	奈 良 県	奈良県内視察	奈良ホテル
5月24日(火)	奈良県・三重県	9:35 大和西大寺発 (近鉄) 11:00 松阪着 午後 三重県内視察	志 摩 観光ホテル (賢島)
5月25日(水)	三重県・愛知県	11:00 鳥羽発、12:11 近鉄四日市着 16:30 近鉄四日市発、16:59 近鉄名古屋着	ホテルナゴヤ キャッスル ホテルナゴヤ キャッスル
5月26日(木)	愛 知 県	愛知県内視察	
5月27日(金)	愛知県・東京都	9:19 名古屋発 (ひかり)、11:25 東京着 午後 都内視察 夜 外務大臣主催晩さん会	東京 帝国ホテル
5月28日(土)	東 京 都	午前、午後 自由行動 18:45 東京国際空港発帰国 (NWA22 便)	



アメリカ知事団滞在日程（詳細）

5月16日（月）第1日

（東京都）

発着時刻	発着地	交通機関	行事
16:30	東京国際空港着	ノースウエスト 航空3便	空港特別待合室（PQルーム） にて歓迎式（17:00～17:20）
17:30	同上発	バス	
18:10	帝国ホテル着		犬丸副社長、ホテル入口で出 迎え  夕食（17階レインボールーム） （19:00～12:00）  夕食後、事務局連絡室にて 日米両国事務総（局）長折合せ  〔帝国ホテル泊〕

〔注〕 アリョシ・ハワイ州知事夫妻は5月15日（日）15:40 PAA831便、

アニダカ・ニューメキシコ州知事夫妻は5月17日（火）17:15PAA 1便

レイ・アイオワ州知事は5月20日（金）15:40 NWA 3便

にて羽田着

5月17日(火)第2日

(東 京 都)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
9:05	帝国ホテル発	バ ス	
9:13	アメリカ大使館着		ブリーフィング
10:44	同 上 発	バ ス	[途中、帝国ホテルで夫人を降す]
10:51	外 務 省 着		奥田外務政務次官会見 (11:00~11:32)
11:34	同 上 発	バ ス	
11:40	総 理 官 邸 着		[夫人と合流] 福田総理大臣主催昼食会(園田 官房長官、小川自治大臣も出席) (12:00~13:30)
13:28	同 上 発	バ ス	
13:47	NHK放送センター 着		NHK 参観(橋本専務理事説明)
15:32	同 上 発	バ ス	
15:41	明 治 神 宮 着		表 敬(伊達宮司等が歓迎)
16:19	同 上 発	バ ス	
16:48	帝 国 ホ テ ル 着		小 憩
17:59	同 上 発	バ ス	
18:10	アメリカ大使公邸着		シュースミス臨時代理大使夫妻 主催レセ=ション [カクテル=パーティー]
19:47	同 上 発	バ ス	
19:54	帝 国 ホ テ ル 着		各自夕食 [帝国ホテル泊]

5月18日(水)第3日

(東京都)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
17:45			アメリカ商業会議所主催朝食会 (ホスト・副会頭ジョン・H・リッチ氏) 〔帝国ホテル4階松の間〕 (7:45~9:00)
9:55	帝国ホテル発	バス	〔夫人を除く〕
10:03	東京都庁 (第1庁舎)着		美濃部東京都知事会見〔2階特別応接室〕 (10:00~10:28)
10:30	同上発	バス	
10:41	国会議事堂着		三宅正一衆議院副議長および 前田佳都男参議院副議長と会 見、議事堂内見学
11:45	同上発	バス	
11:58	帝国ホテル着		美濃部東京都知事主催昼食会 (立食式) 〔4階松の間 12:15~13:25〕
13:35	同上発	バス	〔夫人を除く〕
13:45	都道府県会館着		第15回日米知事会議 〔別館211号室 14:00~17:07〕 〔途中10分間休憩〕
17:15	同上発		
17:30	帝国ホテル着		奥田全国知事会会長主催晩さん会 (立食式) 〔3階つるの間 19:00~20:30〕 〔帝国ホテル泊〕

アメリカ知事団夫人ニプログラム

5月18日(水)第3日

(東京都)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
9:40 9:55	帝国ホテル発 日本橋三越着	バス	参観およびショッピング (10:00~11:30)
11:35 11:50	同上発 帝国ホテル着	バス	東京都知事主催昼食会 [4階松の間 12:00~13:20]
13:30 14:00	同上発 草月会別館着	バス	草月流生花実演と実習 (14:00~15:00)
15:10 15:40	同上発 アメリカ大使公邸着	バス	シュースミス臨時代理大使夫人主催 コーヒー・ティー (15:40~17:00)
17:05 17:15	同上発 帝国ホテル着	バス	奥田全国知事会会長主催 晩さん会 [3階つるの間 19:00~12:30]

5月19日(木)第4日

(東京都)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
9:32 9:41	帝国ホテル発 人事院ビル着	バス	〔夫人を除く〕 小川平二自治大臣会見 〔同席者〕中山利生政務次官 松浦功事務次官ほか (大臣室9:44~9:57)
9:58 10:15	同上発 帝国ホテル着	バス	
10:37 10:45	同上発 皇居着	乗用車	〔夫人同乗〕 天皇・皇后両陛下謁見 (11:00~11:30) 謁見後玄関で記念撮影
11:53 12:08	同上発 東京ヒルトンホテル 着(宴会場入口)	乗用車	日米協会主催昼食会(岸 信介 会長出席) 〔白真珠の間12:00~14:00〕
14:17 14:34	同上発 京王ニラザホテル着	バス	新宿副都心地区視察・柴田徳衛 東京都公害研究所長説明 〔京王ニラザホテル 41階 インニリアル・スイート〕
15:45	同上発	バス	(途中「ヨドバシカメラ」にてシ ョッピング) (15:50~16:26)
16:50 18:40 18:55	帝国ホテル着 同上発 霞ヶ関ビル着	バス	小 憩 小川自治大臣主催晩さん会 〔33階望星の間19:00~20:33〕
20:38 21:25	同上発 帝国ホテル着	バス	〔帝国ホテル泊〕

5月20日（金）第5日

（東京都・神奈川県）

発着時刻	発着地	交通機関	行事
9:50	帝国ホテル発	バス	
10:30	東芝科学館着		科学館およびトランジスタ工場見学
12:00	東芝科学館発	バス	
12:45	日本鋼管（扇島）着		昼食・視察
15:20	同上発	バス （日本鋼管バス）	
15:35	川崎港港務所着		
15:40	同上発	船（川崎市港湾局所有「つ＝め」）	
16:15	横浜港（山下町）着		
16:20	同上発	バス	
16:25	神奈川県庁着		表敬訪問〔新庁舎12階〕
16:50	同上発	バス	
			（レイ・アイオワ州知事 16:50 ホテル着）
17:15	横浜＝リンスホテル着		小憩 神奈川県知事主催晩さん会 （19:00～22:00） 〔横浜プリンスホテル泊〕

5月21日(土)第6日

(神奈川県・京都府)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
8:58	横浜プリンスホテル発	バス	
9:43	鶴岡八幡宮着		参 観
10:44	同 上 発	バス	
10:58	長谷・大仏着		参 観 庭にて石井氏による野点観賞
11:46	同 上 発	バス	
11:52	榎 亭 着		昼 食
13:03	同 上 発	バス	
13:57	小 田 原 駅 着		
14:26	小 田 原 発	新 幹 線 (こだま 253号)	
17:43	京 都 着		
17:44	京 都 駅 発	バス	
18:05	京都ホテル着		ホテルにて夕食 〔9階レストラン オーロラ〕
21:03	同 上 発	バス	
21:13	ヤサカ会館着		ギオンコーナー見物
22:15	同 上 発	バス	
22:25	京都ホテル着		〔京都ホテル泊〕

5月22日(日)第7日

(京都府・奈良県)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
8:00			朝食〔1階定食堂〕
9:15	京都ホテル発	バス	
9:38	金閣寺着		視察
10:16	同上発	バス	
10:22	龍安寺着		視察
10:58	同上発	バス	
11:19	二条城着		視察
12:20	同上発	バス	
12:30	京都ホテル着		ホテルにて昼食〔2階グリル〕
14:06	同上発	バス	
14:14	織宝苑着		ショッピング及び小憩
15:04	同上発	バス	
15:40	平等院着		視察
16:17	同上発	バス	
17:21	奈良ホテル着		奥田奈良県知事・西口議長共催 晩さん会 (19:00~21:30)
(18:05	ミリケン・ミシガン州知事着)		
(18:30	アリヨシ・ハワイ州知事着)		
			〔奈良ホテル泊〕



5月23日(月)第8日

(奈良県)

発着時刻	発着地	交通機関	行事
9:08	奈良ホテル発	バス	
9:13	奈良公園飛火野着		鹿寄せ見学(約40頭出現)
9:28	同上発	バス	
9:32	東大寺着		三月堂、鐘桜を経て大仏殿参観
10:55	同上発	バス	
11:03	県公会堂着		野点
11:52	同上発	バス	
11:58	奈良ホテル着		昼食(小憩)
13:18	同上発	バス	(夫人は13:26 ホテル発、 商工観光館、薬師寺訪問ののち)
13:28	奈良県庁着		県庁訪問
15:10	同上発	バス	
15:23	赤はだ発窯元着		赤はだ焼見学(大塩正人氏案内)
16:03	同上発	バス	
16:22	商工観光館着		同館および近辺の商店街にて ショッピング
17:18	同上発	バス	
17:20	奈良ホテル着		小憩
18:28	同上発	バス	
18:36	月日亭着		奥田奈良県知事主催晩さん会
22:10	同上発	バス	
22:20	奈良ホテル着		[奈良ホテル泊]

5月24日(火)第9日

(奈良県・三重県)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
9:04	奈良ホテル発	バス	
9:14	大和西大寺駅着		
9:45	大和西大寺発	近鉄	
11:00	松阪着		田川三重県知事歓迎あいさつ
11:20	松阪駅発	バス	
11:25	和田金着		昼食(吉田松阪市長歓迎あいさつ)
13:15	同上発	バス	
14:06	伊勢神宮内宮着		加藤伊勢市長出迎え 自由参拝、御神楽奉納 (夫人は外宮をも訪問したのち 17:18 ホテル着)
15:47	同上発	バス	
16:17	志摩観光ホテル着		小憩 三重県主催晩さん会(田川知事出席) [1階サンセットルーム 18:00~20:37] [志摩観光ホテル泊]

5月25日(水)第10日

(三重県・愛知県)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
8:40	志摩観光ホテル発	バス	作業工程視察及びショッピング
9:20	真珠島着		
10:33	同上発	バス	吉原副知事、加藤四日市市長 出迎え
10:38	近鉄鳥羽駅着		
11:00	近鉄鳥羽発	近鉄	吉原副知事、加藤四日市市長 出迎え
12:11	近鉄四日市着		
12:14	近鉄四日市駅発	バス	昼食会
12:17	四日市都ホテル着		
13:55	同上発	バス	(夫人はマイクロバスでばんこ 焼売場へ)
14:08	中部電力(株)四日 市火力発電所着		発電所視察
14:51	同上発	バス	視 察
15:06	三重県環境科学 センター着		
15:36	同上発	バス	小 憩
15:45	四日市都ホテル着		
16:15	同上発	バス	小 憩
16:18	近鉄四日市駅着		
16:30	近鉄四日市発	近鉄	小 憩
16:59	近鉄名古屋着		
17:07	近鉄名古屋駅発	バス	愛知県・名古屋市・名古屋市商工 会議所共催歓迎レセ=ションおよ び晩さん会(18:40~20:55) [ホテル ナゴヤキャッスル泊)
17:17	ホテルナゴヤ キャッスル着		

5月26日(木)第11日

(愛知県)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
9:14	ホテルナゴヤ キャッスル発	バス	視察(加藤管理事務所長の案内)
9:21	名古屋城着		
10:31	同上発	バス	仲谷愛知県知事訪問 (10:38~11:25) 議会議事堂訪問 (11:26~11:40) (その間夫人は県会館にて休憩)
10:36	愛知県庁着		
11:42	愛知県公館着		
11:53	同上発	バス	昼食会 (豊田英二トヨタ自工社長出席) トヨタ自工提工場視察
12:58	トヨタ・ゲスト ハウス着		
14:30	同上発		
15:13	トヨタ自工提工 場着		
15:40	同上発	バス	仲谷愛知県知事主催ガーデン パーティー (18:10~20:00)
17:01	ホテルナゴヤ キャッスル着	バス	
18:30	同上発	バス	[ホテルナゴヤキャッスル泊]
18:38	県公館着		
20:23	同上発	バス	
20:31	ホテルナゴヤ キャッスル着		

5月27日(金)第12日

(愛知県・東京都)

発着時刻	発着地	交通機関	行事
8:45	ホテルナゴヤ キャッスル発	バス	仲谷知事夫妻見送り
9:00	名古屋駅着		
9:19	名古屋発	新幹線 (ゆめり180号)	
11:25	東京着		
11:37	東京駅発	バス	
11:45	帝国ホテル着		昼食〔中2階グリルルーム〕 (12:15~13:35)
13:59	同上発	バス	
14:26	浅草雷門前着		浅草仲見世を経て浅草寺表敬
15:26	浅草寺発	バス	
15:44	東京国立博物館着		館内参観(藤田国雄次長あいさつ)
16:34	同上発	バス	途中銀座で降り、徒歩でホテルへ戻る
17:30	帝国ホテル着		
18:45	同上発	バス	
19:05	外務省飯倉公館着		鳩山外務大臣主催晩さん会 〔立食式 19:00~20:30〕
20:30	同上発	バス	
20:50	帝国ホテル着		〔帝国ホテル泊〕

5月28日(土) 第13日

(東京都)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
5:30	帝国ホテル発	乗 用 車	[ただし希望者]
6:00	中央卸売市場着		市場視察(6:00~7:00)
7:00	同 上 発	乗 用 車	
7:30	帝国ホテル着		朝 食
午 前			自由行動(休養、帰国準備等)
昼			各自昼食
午 後			自由行動
			(15:00までに荷物を廊下に出す)
16:55	帝国ホテル発	バ        ス	
17:36	東京国際空港着		貴賓室(特A)にて歓送式 (17:45~18:10)
18:10	貴 賓 室 発		ノースウエスト職員(松田氏)の案内で税関に入る、搭乗
18:45	閉扉、出発	NWA22便	ホノルルへ向う

[注] アリヨシ・ハワイ州知事夫妻は5月29日(日) 21:30

NWA10便で羽田発